

全国健康保険協会運営委員会（第20回）議事次第

平成22年7月26日（月）15:00～
アルカディア市ヶ谷 会議室

〔議 題〕

1. 平成21年度決算について
2. その他

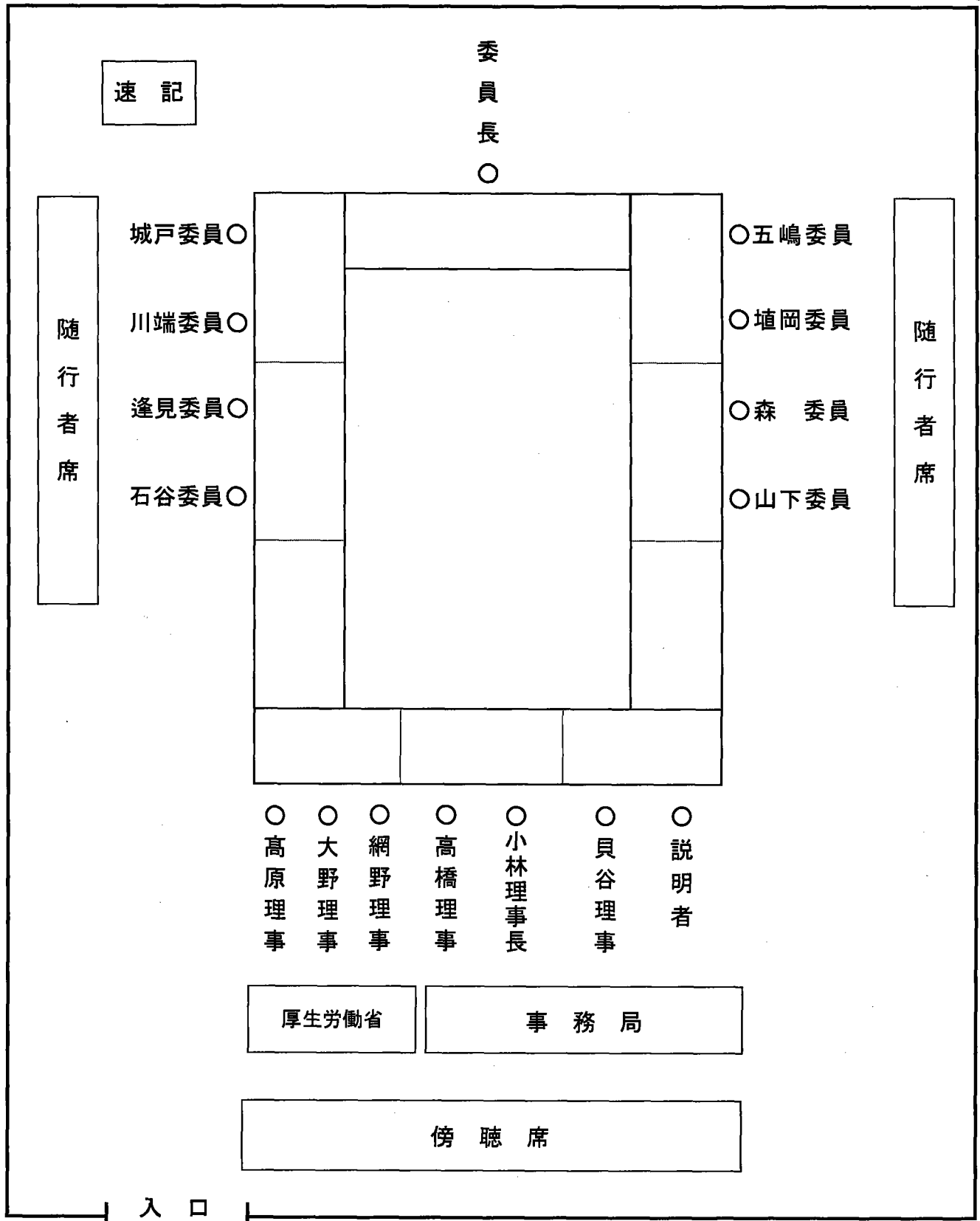
〔資 料〕

- 資料1－1 決算報告書の概要
- 資料1－2 決算報告書
- 資料1－3 財務諸表
- 資料1－4 事業報告書
- 資料2 健診費の特別計上に係る取扱いの変更について
- 資料3 平成21年度パイロット事業の結果及び全国展開について
- 資料4 保険者機能の強化のための調査研究報告について
- 資料5 保険財政に対する国庫補助等に関する要望について
- 資料6 保険料収納業務の強化について
- 資料7 中央社会保険医療協議会等について
- 資料8 支部評議会における協会理事との意見交換について
- 参考資料1 国の会計ベースによる収支と協会決算の相違点
- 参考資料2 保険財政に関連する指標の動向
- 厚生労働省資料 平成21年度決算について（国の会計ベースに即して整理したもの）

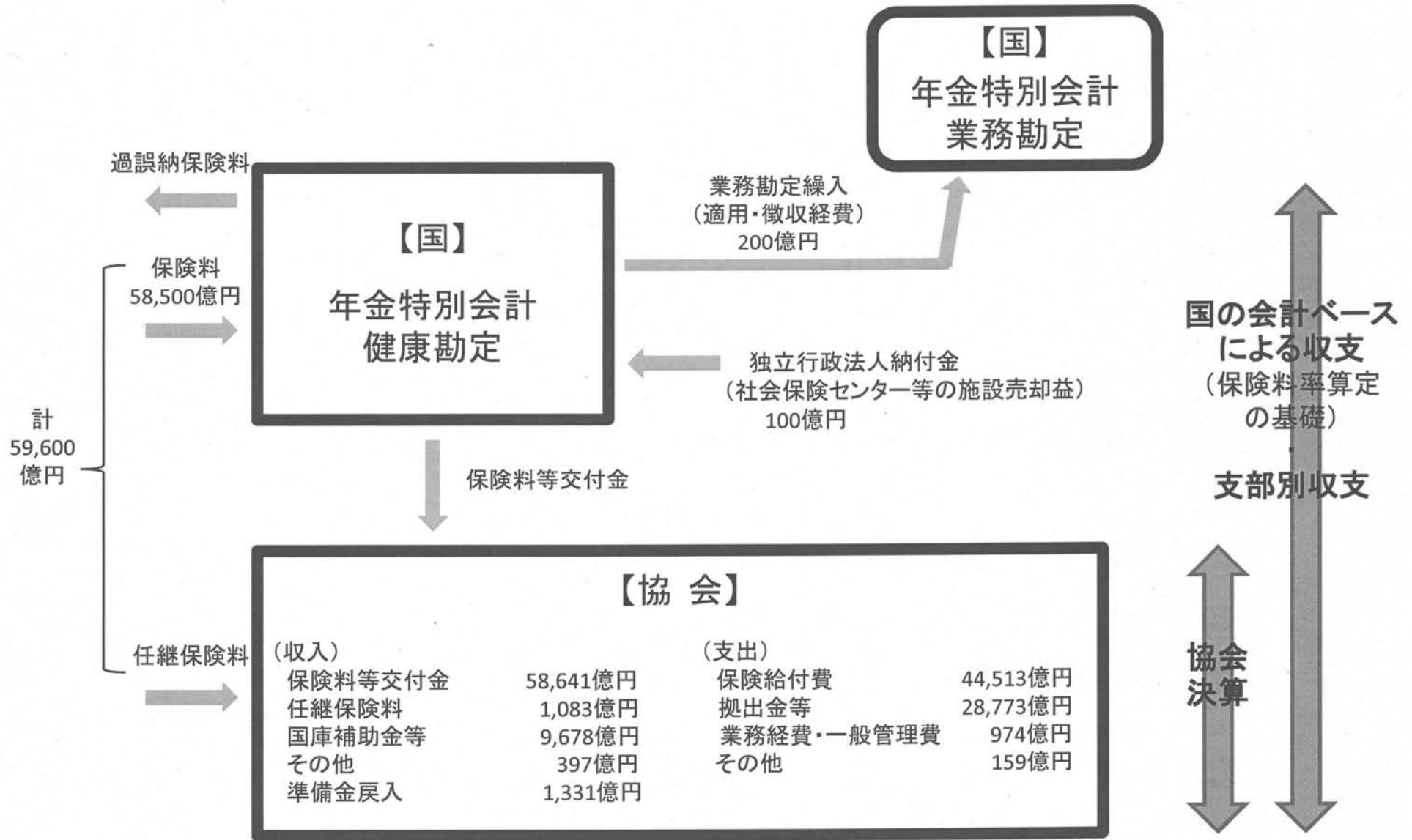
「第20回全国健康保険協会運営委員会」座席図

平成22年7月26日(月) 15:00~17:00

於：アルカディア市ヶ谷



国の会計ベースによる収支と協会決算との相違点(医療分)



(注) 保険料等交付金には、次年度に交付される未交付分を含むので、国の保険料収入とは一致しない。

平成21年度全国健康保険協会(健康保険)決算報告書の概要

- 健康保険勘定の収入は7兆9,588億円となっており、その主な内訳は、保険料等交付金が6兆3,392億円(79.7%)、任意継続被保険者保険料が1,188億円(1.5%)、国庫補助金・負担金が1兆860億円(13.7%)、短期借入金が2,410億円(3.0%)、準備金戻入が1,339億円(1.7%)等となっています。
- 健康保険勘定の支出は8兆669億円となっており、その主な内訳は、保険給付費が4兆4,513億円(55.2%)、後期高齢者支援金等の拠出金等が2兆8,773億円(35.7%)、介護納付金が6,218億円(7.7%)、業務経費・一般管理費が977億円(1.2%)等となっています。
- 健康保険勘定の財政収支については、短期借入金、借入金償還金を含んで1,082億円の赤字となっていますが、短期借入金等を除くと3,491億円の赤字になります。
また、更に準備金戻入を除いた単年度の純粋な収支は4,830億円の赤字となります。大変厳しい経済情勢のもと、保険料収入が減少したことが、赤字の主な要因となっています。

(単位:億円)

		21年度予算(①)	21年度決算(②)		差額(②-①)	
			医療分	介護分		
収 入	保険料等交付金	67,500	63,392	58,641	4,751	▲ 4,108
	任意継続保険料	1,165	1,188	1,083	105	23
	国庫補助金等	10,890	10,860	9,678	1,182	▲ 30
	その他	506	398	397	1	▲ 108
	準備金戻入	1,494	1,339	1,331	9	▲ 155
				(小計) 71,130	6,048	
	短期借入金	7,080	2,410			▲ 4,670
	計	88,636	79,588			▲ 9,048
支 出	保険給付費	45,417	44,513	44,513	0	▲ 904
	拠出金等	28,773	28,773	28,773	0	0
	介護納付金	6,218	6,218	0	6,218	0
	業務経費・一般管理費	1,227	977	975	2	▲ 250
	その他	302	188	158	30	▲ 114
				(小計) 74,419	6,250	
	借入金償還金	6,698	1			▲ 6,698
	計	88,636	80,670			▲ 7,966
収支差		0	▲ 1,082			▲ 1,082
準備金戻入、短期借入金を 除いた収支差	準備金戻入を含まず		▲ 4,830	▲ 4,619	▲ 211	
	準備金戻入を含む		▲ 3,491	▲ 3,288	▲ 203	

(注1) 準備金戻入について、予算上は準備金残高の額と見込まれた1,494億円を計上したところであるが、協会となってから準備金の計上方法を変更したことに伴い、未精算の国庫補助額(準備金残高の計算では精算扱い)を計上したことにより229億円増加した。また、予算のうち384億円は21年度に入ってから保険料等交付金として交付されたものであることから決算上は当該額を保険料等交付金として整理した上で、差引額を準備金戻入として整理した。

(注2) 短期借入金は、予算では執行上の制約から期中に借りられる1回当たりの最大借入額を計上し、その額に基づく必要額を借入金償還金として計上している。決算においては、年度末の収支差を表すため期中の借入額及び返済額は相殺して表示している。この結果、短期借入金は年度末の借入残額を計上し、借入金償還金は借入れによる利息支払額を計上している。

(注3) 決算額の収支差△1,082億円は、21年度に帰属する収入支出の4月以降の収支差によるものである。また、決算額の収入及び支出から「短期借入金」及び「借入金償還金」を除いた場合の収支差は、△3,491億円である。

(注4) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

平成21年度全国健康保険協会(船員保険)決算報告書の概要
(平成22年1月～3月)

- 船員保険勘定の収入は233億円となっており、その主な内訳は、保険料等交付金が129億円(55.4%)、承継保険料が74億円(31.8%)、任意継続被保険者保険料が6億円(2.6%)、国庫補助金・負担金が9億円(3.9%)、職務上年金給付等交付金が13億円(5.6%)等となっています。
- 準備金繰入を除いた船員保険勘定の支出は146億円となっており、その主な内訳は、保険給付費が78億円(53.4%)、後期高齢者支援金等の拠出金等が41億円(28.4%)、介護納付金が11億円(7.5%)、業務経費・一般管理費が16億円(11.0%)等となっています。
- 今回の決算は、平成22年1月から3ヶ月間の収支状況であり、平成21年度を通じた全体の収支の状況については、さらに国の決算を踏まえる必要があります。

(単位:億円)

		21年度予算(①)	21年度決算(②)	差額(②-①)
収 入	保険料等交付金	157	129	} 17
	承継保険料	30	74	
	任意継続保険料	4	6	2
	国庫補助金等	9	9	▲0
	職務上年金給付等交付金	13	13	0
	その他	1	1	▲0
	準備金戻入	1	1	0
	計	214	233	18
支 出	保険給付費	76	78	2
	拠出金等	41	41	0
	介護納付金	11	11	0
	業務経費・一般管理費	12	16	4
	その他	0	0	▲0
	予備費	1	0	▲1
	準備金繰入	74	87	13
	計	214	233	18

(注1) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

平成21年度全国健康保険協会決算〈医療分〉に基づく収支見込み
(国の会計ベースに即して整理したもの)

		平成21年度 (11月時点見直し)	平成21年度 (国の会計ベースに即した決算見込)	
収入	保険料収入	59,600	59,600	※1
	国庫補助等	9,700	9,700	
	その他	600	500	※2
	計	69,900	69,700	
支出	保険給付費	45,400	44,500	
	老人保健拠出金	0	0	
	前期高齢者納付金	11,000	11,000	
	後期高齢者支援金	15,100	15,100	
	退職者給付拠出金	2,700	2,700	
	病床転換支援金	0	0	
	その他(業務経費・一般管理費等)	1,700	1,300	※3
	計	75,900	74,600	
単年度収支差		▲ 6,000	▲ 4,900	
準備金取崩		1,500	1,700	※4
準備金残高		▲ 4,500	▲ 3,200	

(注) 上表は、協会けんぽの21年度単年度収支(医療分)に以下の事項を考慮したものである。また、端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

- 21年度の未交付分及び国(健康勘定)における事務経費の繰入財源等を加算した上で、前年度(20年度)の未交付分を控除している。(▲200億円)
- 国(健康勘定)における独立行政法人納付金収入等を加算している。(＋100億円)
- 国(健康勘定)における事務経費の繰入及び過誤納保険料の償還経費等を加算している。(＋200億円)
- 未精算の国庫補助額を計上したことにより、20年度決算時における残高に精算額を加算している。(1500億円→1700億円)

平成21年度
決算報告書

第2期

自 平成21年 4月 1日
至 平成22年 3月31日



全国健康保険協会

健康保險勘定

決算報告書

(健康保険勘定)

(単位:百万円)

収 入					
科 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考	当初予算額
保険料等交付金	6,749,986	6,339,182	△ 410,803	標準報酬の減等による保険料収入の減	6,749,986
任意継続被保険者保険料	116,510	118,788	2,278	被保険者数の増等による増	87,661
国庫補助金	1,076,836	1,073,835	△ 3,001	特定健診補助金等の減	1,076,027
国庫負担金	12,180	12,180	-		12,180
貸付返済金収入	2,811	2,366	△ 445	出産貸付件数の減	3,847
運用収入	97	97	△ 0		0
短期借入金	708,000	241,000	△ 467,000	年度末の借入残を計上	0
雑収入	47,717	37,381	△ 10,336	国庫補助金の返還分の相殺等による減	32,365
準備金戻入	149,415	133,921	△ 15,494	注2参照	194,030
計	8,863,552	7,958,750	△ 904,802		8,156,096
支 出					
科 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考	当初予算額
保険給付費	4,541,659	4,451,273	△ 90,385	療養の給付の減	4,451,622
拠出金等	2,877,290	2,877,297	7		2,904,678
前期高齢者納付金	1,096,121	1,096,123	2		1,097,247
後期高齢者支援金	1,505,668	1,505,671	3		1,500,728
老人保健拠出金	122	124	2		83
退職者給付拠出金	274,154	274,155	1		305,398
病床転換支援金	1,226	1,226	0		1,222
介護納付金	621,833	621,834	1		621,331
業務経費	94,190	73,271	△ 20,919		94,190
保険給付等業務経費	9,959	8,434	△ 1,525	入札による契約単価の減及び郵送経費の節減等による減	9,959
レセプト業務経費	7,550	4,807	△ 2,744	入札による契約単価の減及びデータ提供経費の減等による減	7,550
保健事業経費	74,705	58,864	△ 15,841	健診実施率等が見込みを下回ったことによる減	74,705
福祉事業経費	17	9	△ 8	貸付件数の減による事務経費の減	17
その他業務経費	1,959	1,157	△ 802	郵送経費の節減及び一部事業の翌年度への繰越等による減	1,959
一般管理費	28,535	24,409	△ 4,126		27,735
人件費	14,971	13,696	△ 1,275	基本給、賞与の支給月数の引下げ等による減	14,973
福利厚生費	58	50	△ 7		58
一般事務経費	13,506	10,663	△ 2,843	システム開発費の節減及び消耗品等の節減等による減	12,704
貸付金	2,853	2,307	△ 545	出産貸付件数の減	3,872
借入金償還金	669,846	67	△ 669,778	短期借入金に係る利息分を計上	0
雑支出	27,348	16,459	△ 10,888	国庫補助金の返還金の相殺等による減	12,666
予備費	0	-	-		40,000
準備金繰入	0	-	-		0
翌年度繰越	0	-	-		0
計	8,863,552	8,066,919	△ 796,633		8,156,096
収支差	0	△ 108,169	△ 108,169		0

(注1) 返納金等の債権に係る未収金額、申請を3月以前に受け付けて4月以降に支給決定した保険給付費及び過誤納保険料に係る未払金額については、決算額に計上していない。

- (注2) 準備金戻入について、予算上は準備金残高の額と見込まれた149,415百万円を計上したところであるが、協会となつてから準備金の計上方法を変更したことに伴い、未精算の国庫補助額(準備金残高の計算では精算扱い)を計上したことにより22,879百万円増加した。また、予算のうち38,373百万円は21年度に入ってから保険料等交付金として交付されたものであることから決算上は当該額を保険料等交付金として整理した上で、差引額を準備金戻入として整理した。
- (注3) 短期借入金は、予算では執行上の制約から期中に借りられる1回当たりの最大借入額を計上し、その額に基づく必要額を借入金償還金として計上している。決算においては、年度末の収支差を表すため期中の借入額及び返済額は相殺して表示している。この結果、短期借入金は年度末の借入残額を計上し、借入金償還金は借入れによる利息支払額を計上している。
- (注4) 常勤職員に係る人件費は、決算報告書では一般管理費の人件費として計上しているが、損益計算書では各業務に従事する者に係る人件費は各業務経費に計上している。
- (注5) 決算額の収支差△108,169百万円は、21年度に帰属する収入支出の4月以降の収支差によるものである。また、決算額の収入及び支出から「短期借入金」及び「借入金償還金」を除いた場合の収支差は、△349,102百万円である。
- (注6) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

船員保險勘定

決算報告書

(船員保険勘定)

(単位:百万円)

	収		入		備 考
	予 算 額	決 算 額	差 額	差 額	
保険料等交付金	15,663	12,943	△ 2,720		1月以降に交付された保険料等交付金の減
承継保険料	3,000	7,374	4,374		国から承継された承継保険料の増
疾病任意継続被保険者保険料	365	551	186		被保険者数の増等による増
国庫補助金	864	853	△ 11		特定健診保健指導国庫補助金等の減
国庫負担金	31	31	-		
職務上年金給付費等交付金	1,304	1,304	-		
貸付返済金収入	2	0	△ 2		
運用収入	0	1	1		
短期借入金	0	-	-		
寄付金	0	-	-		
雑収入	114	115	1		
準備金戻入	81	82	1		
計	21,424	23,253	1,829		
	支		出		
	予 算 額	決 算 額	差 額	差 額	備 考
保険給付費	7,603	7,819	216		療養の給付の増による増
拠出金等	4,115	4,115	-		
前期高齢者納付金	1,561	1,561	-		
後期高齢者支援金	2,142	2,142	-		
老人保健拠出金	0	-	-		
退職者給付拠出金	411	411	-		
病床転換支援金	1	1	-		
介護納付金	1,067	1,067	-		
業務経費	503	1,002	500		
保険給付等業務経費	49	29	△ 21		郵送経費の節減等による減
レセプト業務経費	9	4	△ 5		
保健事業経費	240	113	△ 127		健診実施率等が見込みを下回ったことによる減
福祉事業経費	198	856	658		特別支給金及び海運事業等雇用調整助成金の増による増
その他業務経費	6	1	△ 5		
一般管理費	659	596	△ 63		
人件費	72	72	△ 1		
福利厚生費	1	0	△ 1		
一般事務経費	585	524	△ 61		委託費の節減等による減
貸付金	0	0	0		
借入金償還金	0	-	-		
雑支出	6	4	△ 2		
予備費	80	-	△ 80		
準備金繰入	7,391	8,650	1,259		収入の増による増
翌年度繰越	0	-	-		
計	21,424	23,253	1,829		
収支差	0	0	0		

(注1) 返納金等の債権に係る未収金額、申請を3月以前に受け付けて4月以降に支給決定した保険給付費、22年4月以降に支払った職務上年金及び過誤納保険料に係る未払金額については、決算額に計上していない。

(注2) 常勤職員に係る人件費は、決算報告書では一般管理費の人件費として計上しているが、損益計算書では各業務に従事する者に係る人件費は各業務経費に計上している。

(注3) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

平成21年度

財務諸表

第2期

自 平成21年 4月 1日

至 平成22年 3月31日



全国健康保険協会

健康保險勘定

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金	18,015,704,450	
未収入金	491,931,616,990	
前払費用	106,698,703	
未収収益	81,373	
被保険者貸付金	416,983,914	
その他	51,868	
貸倒引当金	△ 5,134,857,479	
流動資産合計		505,336,279,819
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	14,750,896	
車両	1,108,416	
工具備品	94,678,210	
リース資産	2,188,871,937	
有形固定資産合計	2,299,409,459	
2 無形固定資産		
ソフトウェア	6,113,238,365	
ソフトウェア仮勘定	272,008,800	
リース資産	81,951,940	
無形固定資産合計	6,467,199,105	
3 投資その他の資産		
敷金	270,000	
投資その他の資産合計	270,000	
固定資産合計		8,766,878,564
資産合計		514,103,158,383

(単位:円)

科 目	金 額	
負債の部		
I 流動負債		
未払金	488,179,697,100	
短期借入金	241,000,000,000	
未払費用	619,823,336	
前受交付金	8,451,000,000	
預り金	50,807,132	
前受収益	12,941,969,701	
短期リース債務	762,842,365	
仮受金	13,182,087	
賞与引当金	1,003,301,193	
役員賞与引当金	8,149,923	
流動負債合計		753,030,772,837
II 固定負債		
長期未払金	271,250,000	
長期リース債務	1,609,637,604	
退職給付引当金	14,431,642,012	
役員退職手当引当金	11,774,707	
固定負債合計		16,324,304,323
負債合計		769,355,077,160
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	6,594,277,976	
資本金合計		6,594,277,976
II 健康保険法第160条の2の準備金		
準備金	210,481,812,490	
準備金合計		210,481,812,490
III 繰越欠損金		
当期末処理損失	472,328,009,243	
(うち当期純損失)	(472,328,009,243)	
繰越欠損金合計		472,328,009,243
純資産合計		△ 255,251,918,777
負債・純資産合計		514,103,158,383

損益計算書

自 平成21年4月1日

至 平成22年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額		
経常費用			
事業費用			
保険給付費			4,438,788,312,819
拠出金等			
前期高齢者納付金	1,096,122,800,810		
後期高齢者支援金	1,505,670,537,717		
退職者給付拠出金	274,154,906,136		
病床転換支援金	1,225,604,427		2,877,173,849,090
介護納付金			621,833,818,614
業務経費			
保険給付等業務経費			
人件費	8,145,363,141		
福利厚生費	11,867,356		
委託費	2,055,085,066		
郵送費	3,262,929,076		
減価償却費	1,808,461,906		
その他	1,803,750,617	17,087,457,162	
レセプト業務経費			
人件費	3,880,659,927		
福利厚生費	5,883,443		
委託費	1,952,825,463		
郵送費	379,391,101		
減価償却費	14,155,708		
その他	196,876,362	6,429,792,004	
保健事業経費			
人件費	2,984,301,110		
福利厚生費	4,598,010		
健診費用	55,738,898,650		
委託費	354,863,448		
郵送費	433,661,173		
減価償却費	365,070,196		
その他	505,990,802	60,387,383,389	
福祉事業経費			9,387,861
その他業務経費		1,157,135,075	85,071,155,491
一般管理費			
人件費		4,853,836,329	
福利厚生費		27,814,504	
一般事務経費			
委託費	2,689,052,423		
地代家賃	2,254,353,615		
その他	3,536,788,571	8,480,194,609	
減価償却費		162,187,947	
貸倒引当金繰入額		2,674,238,312	
その他		1,969,115	16,200,240,816
事業費用合計			8,039,067,376,830

(単位:円)

科 目	金 額		
事業外費用			
財務費用			
支払利息	131,236,493	131,236,493	
事業外費用合計			131,236,493
經常費用合計			8,039,198,613,323
經常収益			
事業収益			
保険料等交付金収益		6,339,182,444,594	
任意継続被保険者保険料収益		117,700,495,476	
国庫補助金収益		1,060,503,148,826	
国庫負担金収益		12,180,489,000	
保険給付返還金収入		95,502,986	
診療報酬返還金収入		92,173,185	
返納金収入		3,013,685,340	
損害賠償金収入		6,396,151,619	
拠出金等返還金収入		22,205,298,141	
解散健康保険組合承継金		5,736,520,797	
その他		3,890,982	
事業収益合計			7,567,109,800,946
事業外収益			
財務収益			
受取利息	96,754,404	96,754,404	
雑益		12,353,718	
事業外収益合計			109,108,122
經常収益合計			7,567,218,909,068
經常損失			471,979,704,255
特別損失			
過年度退職給付費用		114,813,358	
政管健保国庫補助金返還金		230,784,880	345,598,238
税引前当期純損失			472,325,302,493
法人税、住民税及び事業税			2,706,750
当期純損失			472,328,009,243

自 平成21年4月1日

至 平成22年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 4,449,091,898,204
拠出金等支出	△ 2,877,753,410,094
介護納付金支出	△ 619,364,237,614
国庫補助金返還金支出	△ 13,331,983,068
被保険者貸付金支出	△ 2,307,192,281
人件費支出	△ 19,054,261,038
その他の業務支出	△ 79,336,168,133
保険料等交付金収入	6,351,746,444,594
任意継続被保険者保険料収入	118,788,009,262
国庫補助金収入	1,054,897,576,894
国庫負担金収入	12,180,489,000
拠出金等返還金収入	22,328,845,145
被保険者貸付返済金収入	2,365,617,716
その他の業務収入	14,769,551,546
小計	△ 483,162,616,275
利息の支払額	△ 131,281,729
利息の受取額	97,076,033
政管健保国庫補助金返還金支出	△ 230,784,880
法人税等の還付額	833,400
法人税等の支払額	△ 2,628,200
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 483,429,401,651
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 32,916,587,851
定期預金の払戻による収入	24,348,195,137
有形固定資産の取得による支出	△ 74,759,443
無形固定資産の取得による支出	△ 639,459,130
その他の投資活動による収入	108,860
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,282,502,427
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額	241,000,000,000
リース債務の返済による支出	△ 744,983,597
割賦債務の返済による支出	△ 105,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	240,150,016,403
IV 資金の減少額	△ 252,561,887,675
V 資金期首残高	262,009,199,411
VI 資金期末残高	9,447,311,736

【健康保険勘定】

損失の処理に関する書類

(単位:円)

科 目	金 額
I 当期末処理損失 当期純損失	472,328,009,243
II 損失処理額 健康保険法第160条の2の準備金取崩額	210,481,812,490
III 次期繰越欠損金	261,846,196,753

上記の損失処理を行った場合、純資産の部の健康保険法第160条の2の準備金残高は0円となります。

注 記 事 項

I 財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成20年9月26日厚生労働省令第144号）に定める基準により作成しております。

II 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～15年
車両	3年
工具備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用ソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年6月21日法律第83号）附則第15条第3項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第16条第2項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和28年8月8日法律第182号）第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数

(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理することとしております。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

3. 健康保険法第160条の2の準備金の計上基準

健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、健康保険法施行令(大正15年6月30日勅令第243号)第46条に定める基準により、計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期の到来する短期投資としております。

5. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

III 追加情報

従来、人件費、福利厚生費、一般事務経費、減価償却費については、一般管理費に計上しておりましたが、各業務における費用をより明瞭に表示するために、当事業年度より関連する業務経費にも計上しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合に比べ、当事業年度の業務経費が12,123,724,668円増加し、一般管理費が同額減少しております。なお、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

IV 貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額 1,144,617,033円

V 損益計算書関係

該当事項は、ありません。

VI キャッシュ・フロー計算書関係

1. 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	18,015,704,450円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△8,568,392,714円
資金期末残高	9,447,311,736円

2. 重要な非資金取引の内容

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ8,208,743円であります。

VII 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行からの借入により行っております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

借入金の用途は短期運転資金であり、厚生労働大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。また、リース取引は、設備投資等に係るものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	18,015,704,450	18,015,704,450	—
(2) 未収入金	491,931,616,990		
貸倒引当金	△ 5,134,857,479		
	486,796,759,511	486,796,759,511	—
(3) 被保険者貸付金	416,983,914	416,983,914	—
資産計	505,229,447,875	505,229,447,875	—
(1) 未払金(*1)	488,074,697,100	488,074,697,100	—
(2) 短期借入金	241,000,000,000	241,000,000,000	—
(3) 長期未払金(*1)	376,250,000	387,195,277	10,945,277
(4) リース債務	2,372,479,969	2,398,334,034	25,854,065
負債計	731,823,427,069	731,860,226,411	36,799,342

(*1) 貸借対照表上の未払金に含まれている割賦元金105,000,000円は、(3) 長期未払金に含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

(3) 被保険者貸付金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって

おります。

負債

(1) 未払金、(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期未払金、(4) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様の割賦又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

VIII 重要な債務負担行為

翌事業年度以降に履行となる重要な債務負担行為の額は以下のとおりであります。

件名	翌事業年度以降の支払予定額
本部事務所賃料等（市ヶ谷東急ビル）	514,828,226 円
東京支部分室事務所賃料等（TOCビル）	120,332,205 円
全国健康保険協会システム・基盤ハードウェア関連機器 維持管理費	1,588,871,550 円
全国健康保険協会システム・基盤ハードウェア関連機器 （間接業務システム関係）維持管理費	218,019,375 円
全国健康保険協会システムネットワークシステム回線・機器 維持管理費	647,593,600 円
合計	3,089,644,956 円

IX 重要な後発事象

該当事項は、ありません。

附属明細書

(健康保険勘定)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細
4. 国等からの財源措置等の明細
5. 役員及び職員の給与等の明細

【健康保険勘定】

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引期末 帳簿価額	摘要	
					当期償却額				
有形固定資産	建物	—	15,634,691	—	15,634,691	883,795	883,795	14,750,896	
	車両	2,221,282	—	—	2,221,282	1,112,866	741,910	1,108,416	
	工具備品	66,685,463	54,689,972	—	121,375,435	26,697,225	19,674,314	94,678,210	
	リース資産	3,296,586,341	8,208,743	—	3,304,795,084	1,115,923,147	745,198,381	2,188,871,937	
	計	3,365,493,086	78,533,406	—	3,444,026,492	1,144,617,033	766,498,400	2,299,409,459	
無形固定資産	ソフトウェア	7,061,002,166	1,351,964,161	—	8,412,966,327	2,299,727,962	1,559,962,517	6,113,238,365	
	ソフトウェア仮勘定	—	272,008,800	—	272,008,800	—	—	272,008,800	
	リース資産	117,074,200	—	—	117,074,200	35,122,260	23,414,840	81,951,940	
	計	7,178,076,366	1,623,972,961	—	8,802,049,327	2,334,850,222	1,583,377,357	6,467,199,105	

2. 引当金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	3,220,845,506	5,134,857,479	760,226,339	2,460,619,167	5,134,857,479	注1, 注2
賞与引当金	985,232,668	1,003,301,193	985,232,668	—	1,003,301,193	
役員賞与引当金	8,233,728	8,149,923	8,233,728	—	8,149,923	
退職給付引当金	13,365,894,035	1,338,353,537	272,605,560	—	14,431,642,012	
役員退職手当引当金	3,933,900	7,840,807	—	—	11,774,707	
計	17,584,139,837	7,492,502,939	2,026,298,295	2,460,619,167	20,589,725,314	

(注1) 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(注2) 当期減少額のうちその他は、洗替法による戻入額を計上しております。

3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金					
政府出資金	6,594,277,976	—	—	6,594,277,976	
健康保険法第160条の2の準備金	128,883,372,123	81,598,440,367	—	210,481,812,490	注1
承継調整積立金	128,099,804,478	—	128,099,804,478	—	注2
繰越欠損金					
当期末処理損失	△ 46,501,364,111	△ 472,328,009,243	△ 46,501,364,111	△ 472,328,009,243	

(注1) 当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

(注2) 当期減少額は、全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令(平成20年9月26日厚生労働省令第144号)附則第3条第2項に基づく取崩額であります。

4. 国等からの財源措置等の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘 要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	664,993,791,542	—	664,993,791,542	
老人保健医療費拠出金補助金	1,003,820,280	—	1,003,820,280	
後期高齢者医療費支援金補助金	269,724,359,784	—	269,724,359,784	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	2,348,669,000	—	2,348,669,000	
病床転換支援金補助金	214,866,390	—	214,866,390	
介護納付金補助金	102,291,445,464	—	102,291,445,464	
高齢者医療運営円滑化等負担金助成金	988,641,366	—	988,641,366	
出産育児一時金給付助成事業費補助金	3,019,555,000	—	3,019,555,000	
事務費負担金	12,180,489,000	—	12,180,489,000	
計	1,056,765,637,826	—	1,056,765,637,826	

(注) 上記の他、前期に交付を受けた介護従事者処遇改善臨時特例交付金(期首残高 24,516,000,000円)のうち、15,918,000,000円を当期の収益に計上し、147,000,000円は、船員保険勘定へ振替えております。

5. 役員及び職員の給与等の明細

(単位:円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	(4,090,111) 95,787,184	(2) 6	(—) —	(—) —
職 員	(4,706,252,458) 11,827,479,896	(2,593) 2,060	(—) 272,605,560	(—) 54
計	(4,710,342,569) 11,923,267,080	(2,595) 2,066	(—) 272,605,560	(—) 54

(注1)役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

(注2)職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

(注3)支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

(注4)非常勤の役員及び職員は、外数として()で記載しております。

船員保險勘定

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金	30,701,648,163	
未収入金	5,058,150,818	
前払費用	8,790,765	
未収収益	488	
貸倒引当金	△ 938,864,727	
流動資産合計		34,829,725,507
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	22,411,604	
工具備品	42,070,074	
リース資産	4,268,667	
有形固定資産合計	68,750,345	
2 無形固定資産		
ソフトウェア	463,940,533	
無形固定資産合計	463,940,533	
固定資産合計		532,690,878
資産合計		35,362,416,385

(単位:円)

科 目	金 額	
負債の部		
I 流動負債		
未払金	3,141,773,548	
未払費用	8,108,139	
前受交付金	50,607,000	
前受収益	155,002,988	
短期リース債務	1,191,485	
賞与引当金	23,904,207	
役員賞与引当金	1,407,167	
流動負債合計		3,381,994,534
II 固定負債		
長期リース債務	3,207,767	
退職給付引当金	355,421,409	
役員退職手当引当金	342,893	
固定負債合計		358,972,069
負債合計		3,740,966,603
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	465,124,590	
資本金合計		465,124,590
II 船員保険法第124条の準備金		
準備金	23,810,029,576	
準備金合計		23,810,029,576
III 船員保険承継調整積立金		
船員保険承継調整積立金	5,346,026,884	
船員保険承継調整積立金合計		5,346,026,884
IV 利益剰余金		
当期末処分利益	2,000,268,732	
(うち当期純利益)	(2,000,268,732)	
利益剰余金合計		2,000,268,732
純資産合計		31,621,449,782
負債・純資産合計		35,362,416,385

損益計算書

自 平成22年1月1日

至 平成22年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額		
経常費用			
事業費用			
保険給付費			8,230,066,185
抛出金等			
前期高齢者納付金	1,170,537,000		
後期高齢者支援金	1,606,647,000		
退職者給付抛出金	308,217,000		
病床転換支援金	936,000		
介護納付金			3,086,337,000
業務経費			799,986,000
保険給付等業務経費			
人件費	71,316,056		
福利厚生費	192,759		
委託費	10,739,970		
郵送費	5,774,403		
減価償却費	26,559,297		
その他	8,777,914	123,360,399	
レセプト業務経費			
人件費	3,458,915		
福利厚生費	10,064		
委託費	2,371,593		
郵送費	342,116		
その他	2,304	6,184,992	
保健事業経費			
健診費用	60,602,394		
委託費	23,939,346		
郵送費	674,021	85,215,761	
福祉事業経費			
福祉事業給付金	722,259,738		
委託費	81,940,897		
郵送費	5,106	804,205,741	
その他業務経費		786,099	1,019,752,992
一般管理費			
人件費		33,119,191	
福利厚生費		72,902	
一般事務経費			
委託費	335,050,918		
地代家賃	63,703,486		
その他	36,458,723	435,213,127	
減価償却費		606,288	
貸倒引当金繰入額		481,113	469,492,621
事業費用合計			13,605,634,798

(単位:円)

科 目	金 額		
事業外費用			
財務費用			
支払利息	72,698	72,698	
事業外費用合計			72,698
經常費用合計			13,605,707,496
經常収益			
事業収益			
保険料等交付金収益		12,943,000,000	
疾病任意継続被保険者保険料収益		472,825,324	
職務上年金給付費等交付金		1,304,294,000	
国庫補助金収益		852,908,000	
国庫負担金収益		30,793,000	
診療報酬返還金収入		18,783	
返納金収入		1,373,078	
損害賠償金収入		135,835	
事業収益合計			15,605,348,020
事業外収益			
財務収益			
受取利息	589,106	589,106	
雑益		39,652	
事業外収益合計			628,758
經常収益合計			15,605,976,778
經常利益			2,000,269,282
税引前当期純利益			2,000,269,282
法人税、住民税及び事業税			550
当期純利益			2,000,268,732

【船員保険勘定】

キャッシュ・フロー計算書

自 平成22年 1月 1日

至 平成22年 3月 31日

(単位:円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 6,662,203,653
拠出金等支出	△ 3,086,805,000
介護納付金支出	△ 799,986,000
被保険者貸付金支出	△ 330,000
人件費支出	△ 68,340,457
その他の業務支出	△ 1,533,685,624
保険料等交付金収入	41,308,058,916
疾病任意継続被保険者保険料収入	613,318,129
国庫補助金収入	847,911,000
国庫負担金収入	30,793,000
拠出金等返還金収入	113,616,000
被保険者貸付返済金収入	330,000
その他の業務収入	889,362
小計	30,763,565,673
利息の支払額	△ 64,266
利息の受取額	588,618
業務活動によるキャッシュ・フロー	30,764,090,025
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 22,856,868
無形固定資産の取得による支出	△ 38,902,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 61,759,368
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 682,494
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 682,494
IV 資金の増加額	30,701,648,163
V 資金期首残高	0
VI 資金期末残高	30,701,648,163

【船員保険勘定】

利益の処分に関する書類

(単位:円)

科 目	金 額
I 当期末処分利益 当期純利益	2,000,268,732
II 船員保険承継調整積立金取崩額 船員保険承継調整積立金取崩額	5,346,026,884
III 利益処分量 船員保険法第124条の準備金繰入額	7,346,295,616
IV 次期繰越利益	—

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の船員保険法第124条の準備金残高は31,156,325,192円となります。

注 記 事 項

I 財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成20年9月26日厚生労働省令第144号）に定める基準により作成しております。

II 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～15年
工具備品	5～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用ソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年4月23日法律第30号）附則第26条第3項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第27条第2項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和28年8月8日法律第182号）第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理することとしてお

ります。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

3. 船員保険法第124条の準備金の計上基準

船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、船員保険法施行令（昭和28年8月31日政令第240号）第28条に定める基準により、計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

5. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

III 貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額 3,434,951 円

IV 損益計算書関係

該当事項は、ありません。

V キャッシュ・フロー計算書関係

1. 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	30,701,648,163 円
資金期末残高	30,701,648,163 円

2. 重要な非資金取引の内容

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ5,081,746 円であります。

VI 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行からの借入により行っております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

借入金の用途は短期運転資金であり、厚生労働大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。また、リース取引は、設備投資等に係るものです。なお、船員保険勘定において

は、当期は借入金による資金調達は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	30,701,648,163	30,701,648,163	—
(2) 未収入金	5,058,150,818		
貸倒引当金	△ 938,864,727		
	4,119,286,091	4,119,286,091	—
資産計	34,820,934,254	34,820,934,254	—
(1) 未払金	3,141,773,548	3,141,773,548	—
(2) リース債務	4,399,252	4,455,331	56,079
負債計	3,146,172,800	3,146,228,879	56,079

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

VII 重要な債務負担行為

該当事項は、ありません。

VIII 重要な後発事象

該当事項は、ありません。

附属明細書

(船員保険勘定)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細
4. 国等からの財源措置等の明細
5. 役員及び職員の給与等の明細

【船員保険勘定】

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引期末 帳簿価額	摘要	
						当期償却額			
有形固定資産	建物	—	22,825,873	—	22,825,873	414,269	414,269	22,411,604	
	工具備品	40,311,673	3,966,004	—	44,277,677	2,207,603	2,207,603	42,070,074	
	リース資産	—	5,081,746	—	5,081,746	813,079	813,079	4,268,667	
	計	40,311,673	31,873,623	—	72,185,296	3,434,951	3,434,951	68,750,345	
無形固定資産	ソフトウェア	424,812,917	62,858,250	—	487,671,167	23,730,634	23,730,634	463,940,533	
	計	424,812,917	62,858,250	—	487,671,167	23,730,634	23,730,634	463,940,533	

2. 引当金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	938,383,614	938,864,727	—	938,383,614	938,864,727	注1, 注2
賞与引当金	4,601,492	19,302,715	—	—	23,904,207	
役員賞与引当金	330,840	1,076,327	—	—	1,407,167	
退職給付引当金	348,288,765	7,132,644	—	—	355,421,409	
役員退職手当引当金	—	342,893	—	—	342,893	
計	1,291,604,711	966,719,306	—	938,383,614	1,319,940,403	

(注1) 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(注2) 当期減少額のその他は、洗替法による戻入額を計上しております。

3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金					
政府出資金	465,124,590	—	—	465,124,590	
船員保険法第124条の準備金	23,810,029,576	—	—	23,810,029,576	
船員保険承継調整積立金	5,346,026,884	—	—	5,346,026,884	
利益剰余金					
当期未処分利益	—	2,000,268,732	—	2,000,268,732	

4. 国等からの財源措置等の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘 要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	750,000,000	—	750,000,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	1,518,000	—	1,518,000	
出産育児一時金給付助成事業費補助金	4,997,000	—	4,997,000	
事務費負担金	30,793,000	—	30,793,000	
介護従事者処遇改善臨時特例交付金	147,000,000	50,607,000	96,393,000	注1
計	934,308,000	50,607,000	883,701,000	

(注1) 当期交付額は、健康保険勘定の前受交付金計上額から、船員保険勘定への振替額を計上しております。

5. 役員及び職員の給与等の明細

(単位:円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	(10,455) 3,244,235	(0) 1	(—) —	(—) —
職 員	(4,640,708) 61,082,728	(9) 46	(—) —	(—) —
計	(4,651,163) 64,326,963	(9) 47	(—) —	(—) —

(注1)役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

(注2)職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

(注3)支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

(注4)非常勤の役員及び職員は、外数として()で記載しております。

平成 21 年度事業報告書

(協会けんぽ 2009)

事業期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日

目次

はじめに	5
第1章 全国健康保険協会の概要	
1. 理念	6
(1) 基本使命	6
(2) 基本コンセプト	6
2. 平成21年度の事業運営方針	6
3. その他	8
第2章 加入者数、事業所数、医療費の状況	
1. 健康保険事業	10
(1) 加入者、事業所の動向	10
(2) 医療費の動向	11
2. 船員保険事業	12
(1) 加入者、船舶所有者の動向	12
(2) 医療費等の動向	12
第3章 健康保険の財政の動向と健康保険料率の引上げ	
1. 都道府県単位保険料率への移行（21年9月）	14
2. 平成22年度予算編成と保険料率引上げへの動き	14
(1) これまでの財政状況	14
(2) 22年度保険料率の引上げの背景	16
(3) 22年度都道府県単位保険料率の引上げについて	19
3. 平成21年度決算の状況	20
4. 今後の財政の見通し	21
第4章 その他の事業の概況	
1. 保険運営の企画	24

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進	24
(2) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進	25
(3) 関係方面への積極的な意見の発信	26
(4) 調査研究の推進等	26
(5) 加入者に響く広報の推進	27
(6) 保険料率引上げに係る周知広報について	29
2. 健康保険給付等	29
(1) 現金給付の支給状況	30
(2) 適正な現金給付業務の推進	34
(3) サービス向上のための取組	34
(4) 窓口サービスの展開	36
(5) 健康保険証の一括切替え等	37
(6) レセプト点検の効果的な推進	37
3. 保健事業	40
(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進	40
(2) 保健事業の総合的かつ効果的な推進	50
4. 船員保険事業	51
(1) 保険運営の企画・実施	51
(2) 船員保険給付等の円滑な実施	52
(3) 保健・福祉事業の着実な実施	55
5. 組織運営及び業務改革	56
(1) 組織や人事制度の基盤づくり	56
(2) 人材育成の推進	57
(3) 業務改革の推進	57
(4) 経費節減の推進	58
第5章 平成21年度の総括と今後	60
平成21年度の財務諸表等	62
都道府県支部別の収支状況	99

各支部の事業の運営状況.....	101
協会の運営に関する各種指標（数値）	126
参考資料	
・ 医療と健康保険に関する意識調査の概要	146
・ お客様満足度調査の結果の概要	154
・ お客様満足度WEB調査の結果の概要	155
・ 保険者機能強化アクションプラン	159
・ 本部及び支部の所在地.....	161

はじめに

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、20年10月に設立され、政府管掌健康保険を国から引き継ぎ、年度途中から事業を開始いたしました。このようなことから、協会が年度を通じて事業を実施するのは、21年度が初年度になります。

また、21年度の事業計画は、協会の設立前に設立委員会が作成した20年度のものとは異なり、協会自らが作成し、運営委員会、支部評議会における議論を経て、厚生労働大臣の認可を受けた初めての事業計画です。

本事業報告書は、この21年度の事業計画の重点事項に沿って、21年度の事業の実施状況等を取りまとめ、事業に関する総括を行ったものです。また、22年1月に事業を国から引き継ぎました船員保険事業も含めた事業報告としています。

第1章 全国健康保険協会の概要

1. 理念

(1) 基本使命

協会は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

(2) 基本コンセプト

こうした使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを採り入れ、保険者機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組むものとしています。

- ・加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

2. 平成21年度の事業運営方針

21年度の事業運営の方針は次のとおりです。

【健康保険事業】

都道府県単位保険料率への移行に向けて、加入者・事業主の方々の理解と納得が得られるよう、周知広報を適切に行うとともに、医療制度改革の趣旨を踏まえ、都道府県単位で、保健事業の推進など地域に密着した保険運営を進めていくこととします。

21年度から概ね2～3年程度を保険者機能の強化のための集中的な取組期間と位置づけ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の向上、医療費の適正化のための取組みを総合的に推進することとします。

こうした観点から、「保険者機能強化アクションプラン」を確実に実施していくとともに、調査研究の成果等を踏まえ、さらにプランの充実を図り、実施に移していくこととします。

あわせて、支部間の医療費の地域差の状況に鑑み、その差の縮小に向けて、医療費の低い支部等に関する情報を収集し、他の支部において参考にできるものは積極的に取り入れることができるよう、必要な支援を行っていくこととします。

また、協会の組織面においても、実績や能力本位など民間にふさわしい人事制度や組織基盤を定着させていくとともに、協会のミッションの徹底や、人材育成等を通じて、職員の意識改革を進め、新たな組織文化・風土を形成していくこととします。

協会の運営については、情報発信を強化し、スピード感をもって実行に移していくとともに、指標（数値）化を行い、定期的に公表を行うものとし、運営委員会及び評議会を基軸として、加入者及び事業主の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能させていくこととします。

【船員保険事業】

（基本的な考え方）

船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組みます。

協会が担う使命を踏まえ、次の事項を船員保険事業運営の基本方針とします。

- ・ニーズを踏まえた加入者本位のサービスの提供
- ・透明かつ公正で効率的な事業運営
- ・保険者としての健全な財政運営

（平成 21 年度の事業運営の基本方針）

船員労働の特性に応じた事業ニーズを十分に踏まえるとともに、利用者の視点に立ち、常にサービスの向上に努めます。

- ・船員労働の特性に応じた事業ニーズへの的確な対応
- ・加入者の視点に立ったサービスの向上

積極的な広報・情報開示を行うとともに、船員関係者のご意見を適切に反映し、信頼に応えられる事業運営に努めるとともに、PDCAサイクルの適切な機能等を通じ、事業運営の効率化を図ります。

- ・積極的な広報と情報開示
- ・船員関係者の意見の適切な反映
- ・効率的な事業運営

保険者として疾病給付費や保険料収入の動向の的確な把握など、健全な財政運営の基盤となる基礎データの収集・分析に努め、毎事業年度の事業計画・収支予算に基づく事業・予算の執行管理の適正を期するとともに、必要に応じた保険料率の見直しと積立金の適正な管理を通じ、保険者としての健全な財政運営に努めます。

制度の円滑な移行に向けて、広報活動や問い合わせへの対応などを的確に行い、効果的かつ効率的なサービスを提供します。

- ・国からの業務・サービスの円滑な移行
- ・新たな被保険者証への切替えの円滑・着実な実施

非公務員型の組織としての協会の組織風土・文化に立脚し、船員保険部門においても、コミュニケーションやチームワークを重視する組織運営やスタッフへの積極的な研修などを通じ、早期の組織基盤の確立に努めます。

3. その他

1. 沿革

平成 20 年 10 月 1 日設立認可

2. 設立根拠法

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）

3. 主務大臣（主務省所管課）

厚生労働大臣（厚生労働省保険局保険課）

4. 組織

本部と 47 の支部から構成されています。

5. 事務所の所在地

本部及び支部の事務所の所在地は、参考資料のとおりです。

6. 資本金

健康保険勘定	6,594,277,976 円
船員保険勘定	465,124,590 円

7. 役員の状況

役員は理事長、理事及び監事です。理事長及び監事は厚生労働大臣が任命し、理事は理事長が任命し、厚生労働大臣に届出をしています。役員は、理事長1名、理事6名（うち非常勤1名）、監事2名（うち非常勤1名）であり、任期は3年となっています。

8. 職員の状況

- ・ 常勤職員は、22年3月末現在において、2,118人となっています。

第2章 加入者数、事業所数、医療費の状況

1. 健康保険事業

(1) 加入者、事業所の動向

被保険者数は、21年度末現在で1,952万9千人となっており、前年度末に比べ2万2千人(0.1%)増加しています。また、21年度中に新たに被保険者となった方の数は、427万4千人となっています(月別の新規加入者数は(図表2-2)のとおり)。

被保険者のうち、任意継続被保険者数は、21年度末現在で52万人となっており、前年度末に比べ5万9千人(12.7%)増加しています。

被扶養者数は、21年度末現在で1,531万7千人となっており、前年度末に比べ10万1千人(0.7%)増加しています。

被保険者1人当たりの平均標準報酬月額は、21年度末現在で276,892円であり、前年度末に比べ3.0%減となっています。

また、平均標準賞与月数は平均標準報酬月額の1.37月となっており、前年度末に比べ0.13月減となっています。

適用事業所数は、21年度末現在で162万5千事業所となっており、前年度末に比べて1万7千事業所(1.1%)増加しています。

21年度中における異動状況をみると、3万8千事業所が休廃止等によって協会の適用事業所に該当しなくなりました。この他、1,576事業所(被保険者数10万9千人)が健康保険組合等へ移っています。一方、6万3千事業所が新たに協会の適用事業所となりました。この他、1,659事業所(被保険者数7万5千人)が健康保険組合等から協会に移っています。

【(図表 2-1) 加入者、事業所等の動向 (21 年度速報値)】

(加入者:千人、平均標報:円、事業所数:カ所)

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
被保険者数	19,482 (▲0.4%)	19,152 (▲1.7%)	18,834 (▲1.7%)	18,835 (0%)	18,948 (0.6%)	19,172 (1.2%)	19,515 (1.8%)	19,818 (1.6%)	19,506 (▲1.6%)	19,529 (0.1%)
うち任意継続 被保険者数	623 (▲2.4%)	636 (2.2%)	619 (▲2.7%)	554 (▲10.5%)	499 (▲9.9%)	472 (▲5.3%)	453 (▲4.0%)	431 (▲5.0%)	462 (7.2%)	520 (12.7%)
被扶養者数	17,322 (▲2.7%)	17,188 (▲0.8%)	17,051 (▲0.8%)	16,718 (▲2.0%)	16,696 (▲0.1%)	16,503 (▲1.2%)	16,445 (▲0.3%)	16,494 (0.3%)	15,216 (▲7.8%)	15,317 (0.7%)
平均標準報酬月額	290,472 (▲0.1%)	289,250 (▲0.4%)	286,186 (▲1.1%)	284,274 (▲0.7%)	283,624 (▲0.2%)	283,466 (▲0.1%)	283,218 (▲0.1%)	285,468 (0.8%)	285,384 (0%)	276,892 (▲3.0%)
適用事業所数	1,541,989 (▲0.4%)	1,522,868 (▲1.2%)	1,496,270 (▲1.7%)	1,488,205 (▲0.5%)	1,498,226 (0.7%)	1,515,290 (1.1%)	1,548,534 (2.2%)	1,582,047 (2.2%)	1,607,489 (1.6%)	1,624,549 (1.1%)

※括弧内は対前年度増減率

【(図表 2-2) 21 年度の月別の新規被保険者数の推移】

(万人)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
新規被保険者数	105.9	35.2	31.6	31.6	25.8	28.6	35.2	27.3	26.2	25.1	25.9	29.1	427.4

(2) 医療費の動向

21 年度の医療費総額（保険給付費と自己負担額の合計額）は、5 兆 2,838 億円となり、前年度と比べ 1.8% 増となっています。

このうち、保険給付費（医療給付費と現金給付費の合計額）は 4 兆 4,204 億円となり、前年度に比べて 2.4% 増となっています。さらに、医療給付費は 3 兆 9,166 億円で、前年度に比べて 2.2% の増加、現金給付費は 5,037 億円で、前年度に比べて 3.8% 増となっています。

加入者 1 人当たりで見ると、医療費総額は 151,757 円となり、前年度と比べ 2.4% 増となり、医療給付費は 112,490 円で、前年度に比べて 2.7% 増、現金給付費は 14,468 円で、前年度に比べて 4.4% 増となっています。

【(図表 2-3) 医療費の動向 (21 年度速報値)】

(単位:億円)

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
医療費総額	48,645 (0%)	48,912 (0.5%)	47,330 (▲3.2%)	46,289 (▲2.2%)	47,127 (1.8%)	48,450 (2.8%)	48,941 (1.0%)	50,661 (3.5%)	51,879 (2.4%)	52,838 (1.8%)
保険給付費	41,999 (▲0.2%)	41,978 (▲0.1%)	40,577 (▲3.3%)	37,918 (▲6.6%)	38,861 (2.5%)	40,032 (3.0%)	40,587 (1.4%)	42,373 (4.4%)	43,179 (1.9%)	44,204 (2.4%)
医療給付 費	36,950 (0%)	37,112 (0.4%)	35,925 (▲3.2%)	33,025 (▲8.1%)	33,674 (2.0%)	34,711 (3.1%)	35,071 (1.0%)	37,138 (5.9%)	38,326 (3.2%)	39,166 (2.2%)
現金給付 費	5,049 (▲1.6%)	4,865 (▲3.6%)	4,652 (▲4.4%)	4,894 (5.2%)	5,187 (6.0%)	5,321 (2.6%)	5,516 (3.7%)	5,235 (▲5.1%)	4,852 (▲7.3%)	5,037 (3.8%)

※括弧内は対前年度増減率

2. 船員保険事業

(1) 加入者、船舶所有者の動向

被保険者数は、21年度末現在で60,848人となっており、前年度末に比べ1,020人(1.6%)減少しています。

被保険者のうち、疾病任意継続被保険者数は、21年度末現在で4,150人となっており、前年度末に比べ477人(13.0%)増加しています。

被扶養者数は、21年度末現在で79,663人となっており、前年度末に比べ2,603人(3.2%)増加しています。

被保険者1人当たりの平均標準報酬月額は、21年度末現在で39万1千円であり、前年度末に比べ0.9%減となっています。

また、平均標準賞与月数は平均標準報酬月額の1.17月となっており、前年度末に比べ0.10月減となっています。

21年度末現在の船舶所有者数は6,066であり、前年度末に比べて89(1.4%)減少しています。

【(図表2-4) 加入者、船舶所有者等の動向】

(加入者:人、平均標準報酬:円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
被保険者数	83,691 (▲5.7%)	78,153 (▲6.6%)	73,438 (▲6.0%)	68,949 (▲6.1%)	66,081 (▲4.2%)	64,834 (▲1.9%)	63,499 (▲2.1%)	62,804 (▲1.1%)	61,868 (▲1.5%)	60,848 (▲1.6%)
うち疾病任意継続被保険者数	7,802 (▲15.6%)	6,836 (▲12.4%)	6,620 (▲3.2%)	5,661 (▲14.5%)	4,146 (▲26.8%)	4,003 (▲3.4%)	3,767 (▲5.9%)	3,522 (▲6.5%)	3,673 (4.3%)	4,150 (13.0%)
被扶養者数	144,575 (▲7.0%)	134,211 (▲7.2%)	124,341 (▲7.4%)	116,197 (▲6.5%)	107,503 (▲7.5%)	103,118 (▲4.1%)	97,846 (▲5.1%)	94,602 (▲3.3%)	82,266 (▲13.0%)	79,663 (▲3.2%)
平均標準報酬月額	368,028 (▲1.8%)	368,645 (0.2%)	365,240 (▲1.0%)	381,630 (4.5%)	380,463 (▲0.3%)	377,765 (▲0.7%)	380,146 (0.6%)	391,050 (2.9%)	394,179 (0.8%)	390,620 (▲0.9%)
船舶所有者数	7,100 (▲3.0%)	6,912 (▲2.6%)	6,611 (▲4.4%)	6,460 (▲2.3%)	6,347 (▲1.7%)	6,292 (▲0.9%)	6,237 (▲0.9%)	6,173 (▲1.6%)	6,155 (▲0.3%)	6,066 (▲1.4%)

(2) 医療費等の動向

21年度の医療費総額は259億円となり、前年度と比べ、1.4%の減少となっています。このうち、保険給付費は248億円となり、前年度に比べて1.8%の減少となっています。さらに、医療給付費は202億円で、前年度に比べて0.9%の減少、現金給付費は47億円で、前年度に比べて5.5%の減少となっています。

加入者1人当たりで見ると、医療費総額は182,245円となり、前年度と比べ1.3%の増加となり、医療給付費は141,892円で、前年度に比べて1.8%の増加、現金給付費は32,777円で、前年度に比べて2.9%の減少となっています。

21年度の年金給付費は42億円となり、前年度と比べて5.7%の減となっています。年金受給権者数は2,290人（その他、特別支給金のみ受給者は7,678人）となり、前年度に比べて2.0%の増加となっています。

【(図表 2-5) 医療費の動向】

(単位:億円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
医療費総額	347 (▲6.1%)	327 (▲5.8%)	296 (▲9.5%)	277 (▲6.3%)	264 (▲5.0%)	264 (0.1%)	256 (▲2.8%)	262 (2.2%)	263 (0.1%)	259 (▲1.4%)
保険給付費	348 (▲5.7%)	316 (▲9.3%)	287 (▲9.2%)	265 (▲7.4%)	254 (▲4.3%)	255 (0.6%)	249 (▲2.5%)	255 (2.3%)	253 (▲0.8%)	248 (▲1.8%)
医療給付費	272 (▲9.2%)	255 (▲6.0%)	232 (▲9.2%)	210 (▲9.6%)	200 (▲4.7%)	201 (0.7%)	194 (▲3.5%)	202 (4.1%)	203 (▲0.7%)	202 (▲0.9%)
現金給付費	76 (1.4%)	60 (▲21.0%)	55 (▲9.4%)	56 (1.7%)	54 (▲2.8%)	54 (▲0.5%)	55 (1.0%)	53 (▲4.1%)	49 (▲6.4%)	47 (▲5.5%)

(注) 20年度及び21年度については速報値

【(図表 2-6) 年金給付費の動向】

(年金給付費:億円、受給権者:人)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
年金給付費	38 (5.5%)	38 (1.4%)	39 (2.8%)	39 (0.4%)	40 (2.0%)	41 (3.5%)	44 (6.9%)	44 (0.1%)	44 (0.1%)	42 (▲5.7%)
受給権者数	1,857 (3.3%)	1,936 (4.3%)	1,983 (2.4%)	2,027 (2.2%)	2,067 (2.0%)	2,127 (2.9%)	2,172 (2.1%)	2,212 (1.8%)	2,246 (1.5%)	2,290 (2.0%)

(注) 20年度及び21年度については速報値

【(参考) 特別支給金受給者数の推移】

(単位:人)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
受給者数	9,755 (▲0.5%)	9,552 (▲2.1%)	9,337 (▲2.3%)	9,114 (▲2.4%)	8,882 (▲2.5%)	8,629 (▲2.8%)	8,417 (▲2.5%)	8,179 (▲2.8%)	7,913 (▲3.3%)	7,678 (▲3.3%)

(注) 20年度及び21年度については速報値

第3章 健康保険の財政の動向と健康保険料率の引上げ

1. 都道府県単位保険料率への移行（21年9月）

協会けんぽの保険料は、健康保険法において、協会設立後1年以内に全国一律の保険料率から、医療費の地域差を反映した都道府県単位の保険料率に移行することとされていました。

実際の移行時期と保険料率については、21年3月に運営委員会の議を経たのち、厚生労働大臣の認可を受け、21年9月保険料分から移行することとしました。また、円滑な移行を図る観点から都道府県間の保険料率の差が急激に大きくなならないよう、21年度は都道府県ごとの医療費を反映した保険料率と平均保険料率（8.2%）との乖離幅を1/10に圧縮する激変緩和措置が講じられました。

都道府県単位の保険料率への移行に向けては、加入者・事業主の方々の理解と納得が得られるよう、様々な広報手段を用いて周知広報に取り組みました。具体的には、都道府県単位の保険料率への移行に関する情報をホームページや携帯サイトに掲載したり、社会保険庁（現在の日本年金機構）の協力を得て保険料の納入告知書にチラシを同封したり、協会から全事業所と任意継続被保険者の方へリーフレットを送付した他、医療費通知（約1,600万通）の裏面を活用した情報掲載や、中小企業団体等への広報協力の働きかけなどを行い、概ね円滑に移行できたと考えています。

2. 平成22年度予算編成と保険料率引上げへの動き

(1) これまでの財政状況

21年9月に都道府県単位保険料率に移行し、22年3月に保険料率の引上げを余儀なくされるに至りました。以下では、この経緯をふりかえります。まず、15年度頃からの傾向を見ると以下のとおりです。

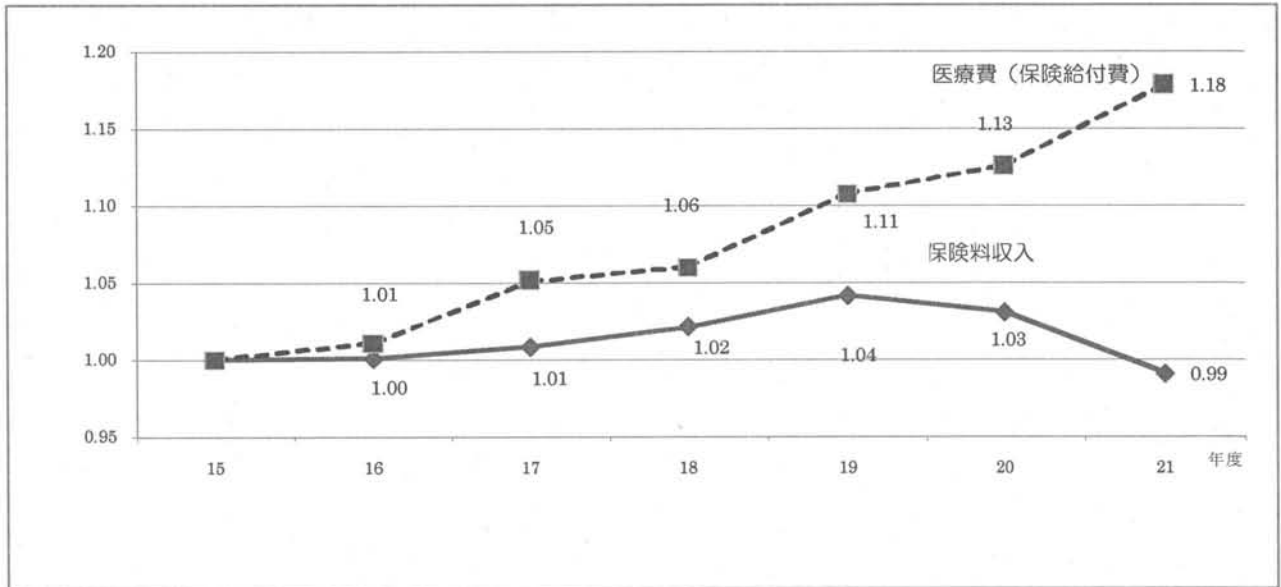
図表3-1は、概ね単年度収支が均衡していた15年度の医療費と保険料収入を1とした場合の指数を表示したグラフです。

医療費の伸びは、18年度の診療報酬のマイナス改定の影響によりほぼ横ばいでしたが、19年度以降は年々増加傾向であることが分かります。

一方で、保険料収入については19年度まではほぼ横ばいでしたが、20年度以降は下落傾向にあり、21年度はその下げ幅がさらに大きくなっています。

このように、近年、高齢化や医療技術の進歩により医療費が年々増える一方、保険料収入の基礎となる加入者の賃金が伸びていないことから、保険料収入は横ばいないし下落傾向にあり、医療費の伸びと保険料収入の下落幅の乖離は徐々に大きくなって、単年度収支状況は悪化してきました。

【(図表 3-1) 15年度以降の保険料収入と医療費の推移】



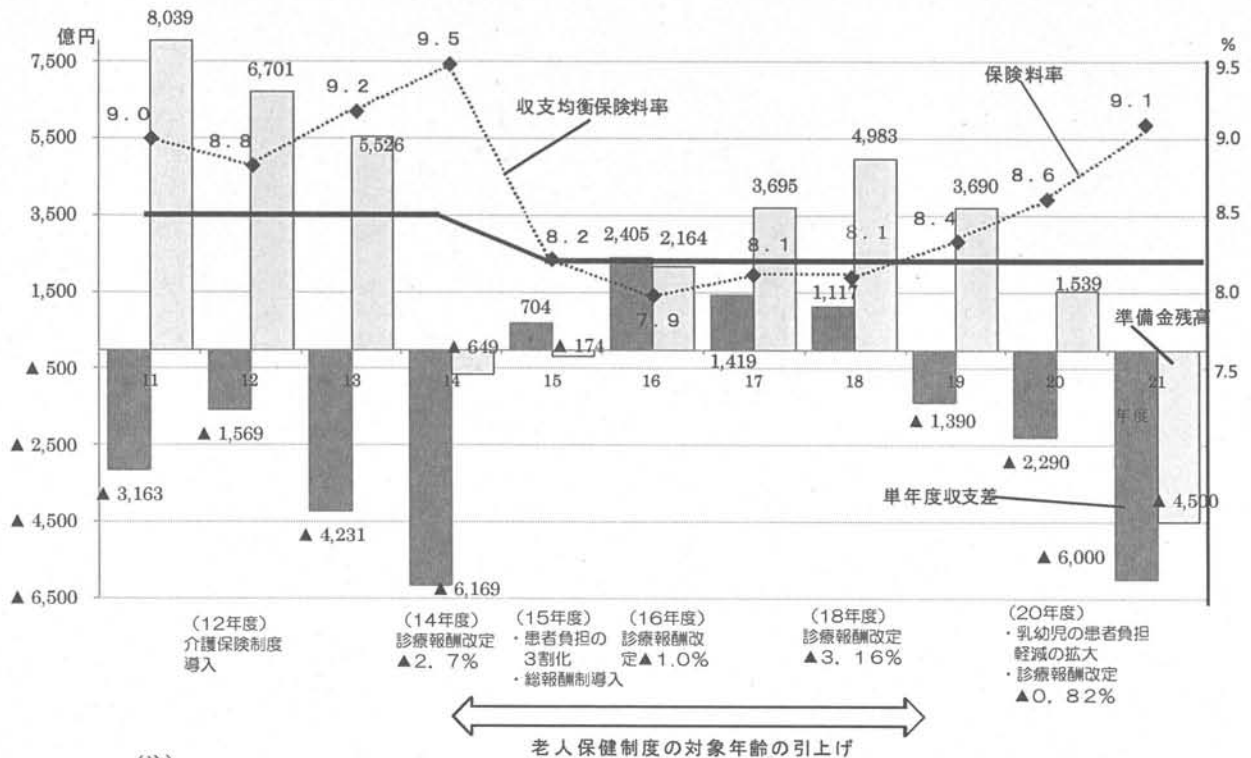
図表3-2は11年度以降の単年度収支と準備金残高を示したグラフです。

15年度から18年度までは、患者負担の3割化や総報酬制の導入、老人保健制度の対象年齢の引上げによる拠出金の抑制、診療報酬のマイナス改定の影響等により単年度の収支差は黒字が続き、18年度末には準備金の残高が約5,000億円となりました。しかしながら、19年度以降は前述したように、医療費が増大していくなか、保険料収入は伸びないという基調から単年度収支は赤字に転じ、準備金を取崩しながら運営するといった状況となり、21年度末（見込み）には、20年秋のリーマンショック以降の急激な景気の落込みを受けるということも重なり、準備金残高がマイナスとなる状況となりました。

また、保険料率は15年度以降8.2%で据置かれていましたが、本来、収支を均衡するために必要な保険料率（収支均衡保険料率）は、19年度は8.4%、20年度は8.6%、21年度は9.1%（見込み）と実際の保険料率である8.2%を大きく上回る状況となりました。

このように、19年度以降は、医療費が増大し保険料収入は増えないといった状況にありましたが、保険料率を上げないように、準備金を取崩しながら運営するといった状況にありました。

【(図表 3-2) 平成 11 年度以降の単年度収支と準備金残高の推移】



- (注)
- 11～20年度までは単年度収支決算、21年度は単年度収支予算(22年度概算要求時点での見直しベース)
 - この表における収支均衡保険料率とは、単年度で経常収支を均衡させるために必要な保険料率。(準備金を繰り入れない)
 - 11年度と13年度の積立金残高には、国庫補助繰延分の返済額が含まれている。
 - 11～14年度までの保険料率及び収支均衡保険料率は、総報酬ではなく標準報酬ベースで算出。

(2) 22 年度保険料率の引上げの背景

21年8月にまとめられた20年度決算〔政府管掌健康保険の決算(20.4～9)と協会の決算(20.10～21.3)を通算したもの〕においては、20年度の単年度収支(医療分)は2,290億円の赤字、20年度末の準備金残高は1,539億円となりました。これは、20年12月時点で見込んでいた赤字額1,400億円、20年度末の準備金残高2,300億円と比べ、収支の状況は大変厳しい状況となりました。

21年度の概算要求時(8月)には、20年度の決算とそれまでの実績を基にした22年度の保険料率の見込みは、9.0%～9.1%となりました。この時の標準報酬月額については、図表3-3中の「8月の概算要求時の推計」のような見通しでした。

しかしながら、その後、被保険者の標準報酬月額の実績は、7月～9月にかけて上昇するといった例年の動きと異なり、下がり続けるという過去にない動きとなったことから、22年度の保険料率の見込みについて、10月に修正し、9.5%とより厳しいものとなりました。(図表3-3「10月時の推計」参照)。

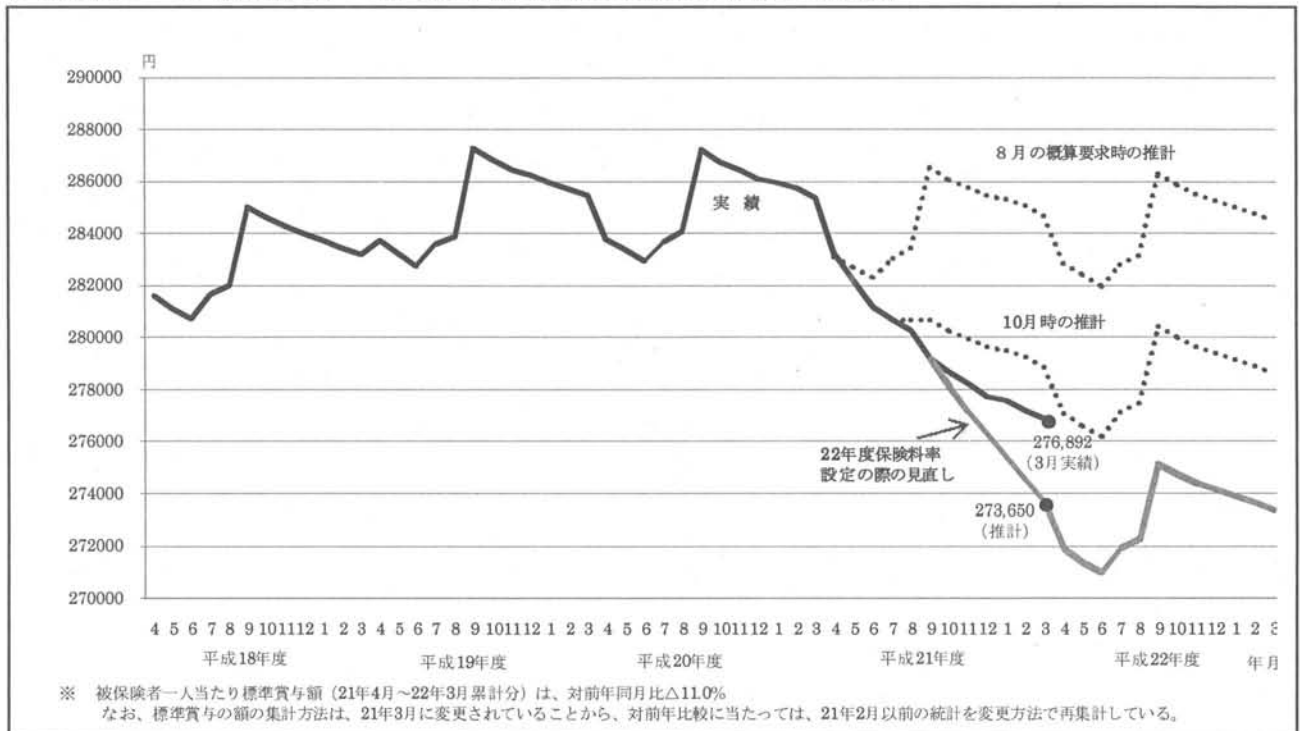
さらに10月以降、新型インフルエンザが大流行したことにより医療費支出が増大するとともに、被保険者の標準報酬月額も予想以上に減少していったことから、22年度保険料率の見込みを再度修正せざるを得なくなりました(図表3-3「22年度保険料率設定の際の見直し」及び図表3-4参照)。前述のとおり20年度末には準備金を1,539億円保有(20年度決算)

していましたが、試算では、21年度末には準備金残高は4,500億円の赤字になり、22年度の保険料率は8.2%から9.9%と1.7%ポイントの大幅な引上げが必要となりました。

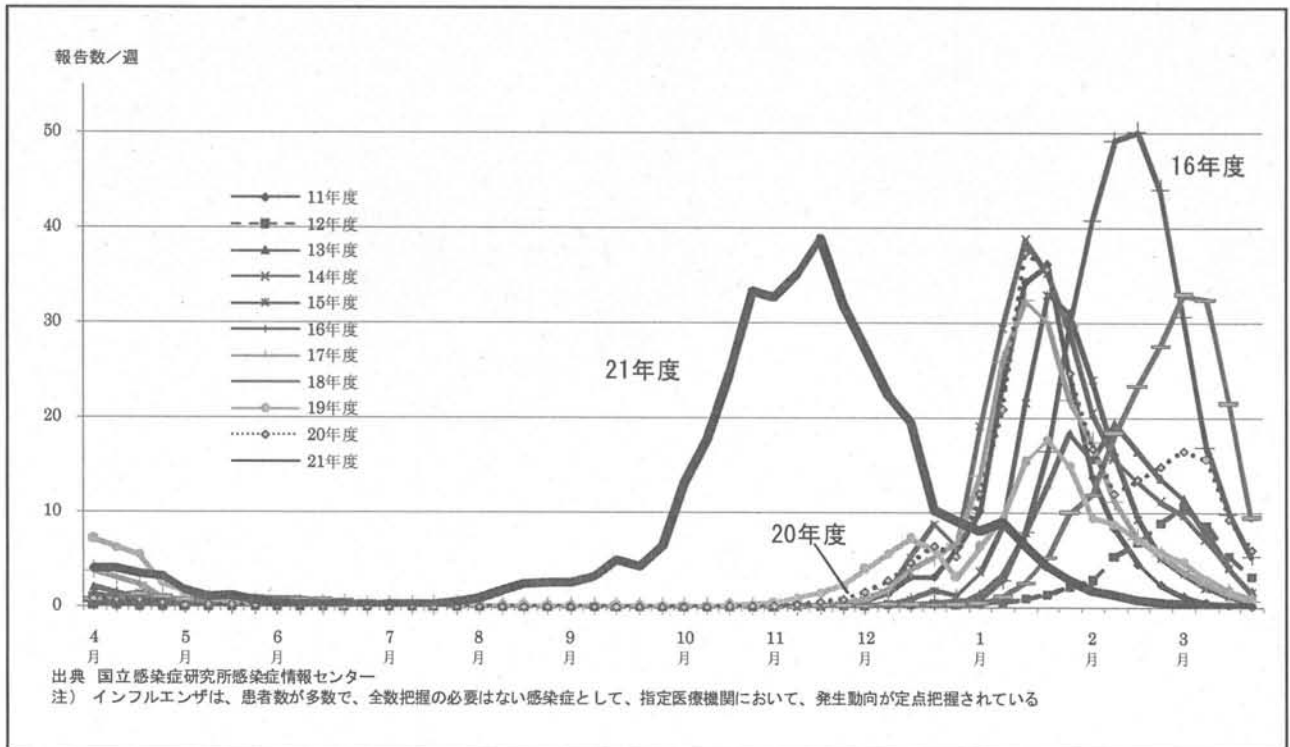
なお、引上げとなる1.7%ポイントの要因については、給付費の伸び等の影響が0.3%ポイント程度、景気等の悪化による標準報酬月額 of 急激な減少などによる影響が0.4%ポイント程度、新型インフルエンザによる医療費支出の増による影響が0.1%ポイント程度、21年度の赤字返済や準備金の枯渇による収入減の影響が0.9%ポイント程度と分析されています。

また、22年度のみならず、21年度における資金繰りも厳しい状況にあり、22年1月より短期借入を伴う財政運営を余儀なくされています。

【(図表 3-3) 被保険者1人当たり標準報酬月額の実績値と推計】



【(図表 3-4) インフルエンザの定点当たり報告数の推移】



このような厳しい状況の中、21年10月と11月の2度にわたり、厚生労働大臣に国庫補助率について、健康保険法附則で定められた暫定的な補助率である13%を健康保険法本則上の補助率の16.4~20%に改める等の制度改正の要望を行うとともに、この間、運営委員会や評議会では保険料率の引上げ幅や変更時期、都道府県単位保険料率に係る激変緩和措置等に関し議論を重ねました。

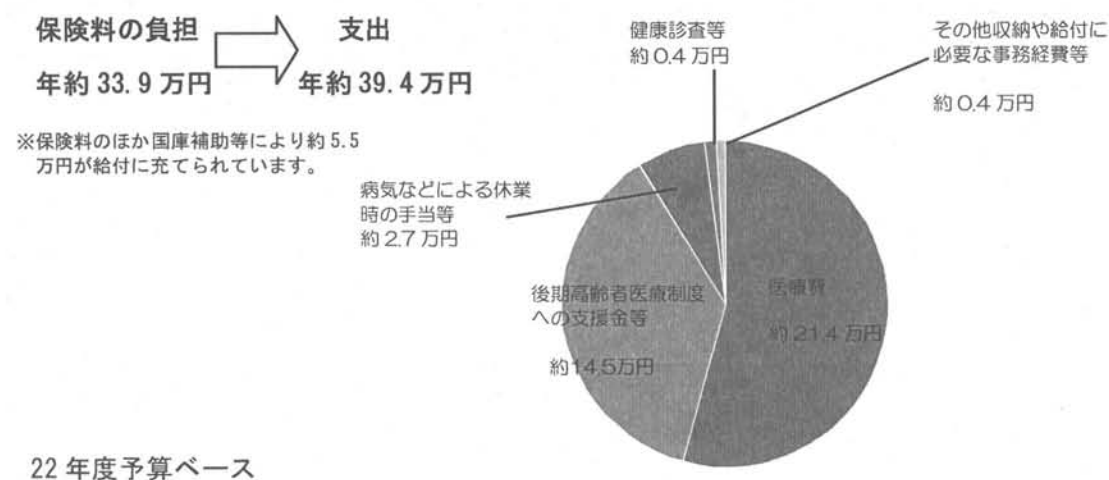
この結果、21年12月に22~24年度の3年間の特例措置として以下の制度改正がなされることとなり（関連法案は、22年5月12日に成立）、この措置がなければ健康保険料率の引上げ幅は1.7%ポイントとなるところ、約0.6%ポイント抑えられることとなりました。

しかしながら、これらの特例措置によっても、全国平均で8.20%から9.34%へ上がることとなり、さらに、40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）の介護保険料率についても、1.19%から1.50%へ上がることとなり、加入者及び事業主の皆様にはこのような大きな負担をお願いせざるを得なくなりました。

◆制度改正の内容

- ・ 協会けんぽの国庫補助率を暫定的に引下げられた率（13%）から健保法本則上の補助率（16.4%）へ戻す（22年7月～）
- ・ 後期高齢者医療制度への支援金の3分の1の部分に係る負担方法について加入者割から総報酬割とする（22年7月～）
- ・ 21年度末の赤字額を3年間で償還

○被保険者1人当たり換算すると、保険料と国庫補助は、以下のような使途に充てられています。



(3) 22 年度都道府県単位保険料率の引上げについて

都道府県単位保険料率の決定に当たっては、支部長は、評議会の意見を聴いた上で、理事長に意見の申出を行うこととされています。22 年度の都道府県単位保険料率の変更については、かつてない大幅な引上げを行わざるを得ない中、いくつかの支部からは「料率の引き上げ幅をさらに縮小すべき」、「料率について再考をお願いしたい」との意見もありましたが、「やむを得ない」といった意見が大半でした。そして、1 月に開催された運営委員会の議を経て、2 月に厚生労働大臣より認可がされ、図表 3-5 の通り保険料率を決定し、22 年 4 月に納付いただく保険料（3 月分）から（任意継続被保険者は 4 月分から）変更となりました。

都道府県単位保険料率決定に際しては、運営委員会からは、以下の意見が示され、これを受け 1 月 28 日、協会から厚生労働大臣に対して、国庫補助率の更なる引上げを含めた抜本的な対策の検討について要望を行いました。なお、22 年度に入っても、6 月 24 日に国庫補助率について健康保険法本則上限の 20% に向けた一層の財政支援策などの対策の検討を要請しました。

【運営委員会より協会に示された意見（22 年 1 月 27 日）】

- ・ 家計や経営環境において依然厳しい状況が続く中、全国平均で 8.20% から 9.34% というかつてない大幅な保険料率の引上げとなることから、加入者や事業主の理解と納得が得られるよう周知広報に最大限努めること。
- ・ 今般の特例措置の実施によっても保険料率の引上げが今後も避けられない見通しとなっていることから、国庫補助率の更なる引上げを含めた抜本的な対策が講じられるよう、協会として、国及び関係方面に積極的に働きかけていくこと。
- ・ 協会としても、保険料負担をできるだけ軽減できるよう、保険者として自ら実行できる対策に最大限努めるとともに、支部評議会での意見が協会全体の運営により反映できる方策や協会事業の将来ビジョンの策定について検討を行うこと。

【(図表 3-5) 都道府県単位保険料率】

	21年9月～	22年3月～		21年9月～	22年3月～
北海道	8.26%	9.42%	滋賀県	8.18%	9.33%
青森県	8.21%	9.35%	京都府	8.19%	9.33%
岩手県	8.18%	9.32%	大阪府	8.22%	9.38%
宮城県	8.19%	9.34%	兵庫県	8.20%	9.36%
秋田県	8.21%	9.37%	奈良県	8.21%	9.35%
山形県	8.18%	9.30%	和歌山県	8.21%	9.37%
福島県	8.20%	9.33%	鳥取県	8.20%	9.34%
茨城県	8.18%	9.30%	島根県	8.21%	9.35%
栃木県	8.18%	9.32%	岡山県	8.22%	9.38%
群馬県	8.17%	9.31%	広島県	8.22%	9.37%
埼玉県	8.17%	9.30%	山口県	8.22%	9.37%
千葉県	8.17%	9.31%	徳島県	8.24%	9.39%
東京都	8.18%	9.32%	香川県	8.23%	9.40%
神奈川県	8.19%	9.33%	愛媛県	8.19%	9.34%
新潟県	8.18%	9.29%	高知県	8.21%	9.38%
富山県	8.19%	9.31%	福岡県	8.24%	9.40%
石川県	8.21%	9.36%	佐賀県	8.25%	9.41%
福井県	8.20%	9.34%	長崎県	8.22%	9.37%
山梨県	8.17%	9.31%	熊本県	8.23%	9.37%
長野県	8.15%	9.26%	大分県	8.23%	9.38%
岐阜県	8.19%	9.34%	宮崎県	8.20%	9.34%
静岡県	8.17%	9.30%	鹿児島県	8.22%	9.36%
愛知県	8.19%	9.33%	沖縄県	8.20%	9.33%
三重県	8.19%	9.34%	全国平均	8.20%	9.34%

3. 平成 21 年度決算の状況

21年度の決算において、協会の収入は7兆9,588億円となっており、その主な内訳は、保険料等交付金が6兆3,392億円、任意継続被保険者保険料が1,188億円、国庫補助金・負担金が1兆860億円等となっています。

一方、支出は8兆669億円となっており、その主な内訳は、保険給付費が4兆4,513億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が2兆8,773億円、介護納付金が6,218億円、業務経費・一般管理費が977億円等となっています。

協会の財政収支は、前述のとおり 21 年 11 月時点における見込みでは、保険料収入の基礎となる賃金の減少と、新型インフルエンザによる医療費支出の増加により、21 年度末で 4,730 億円（医療分 4,500 億、介護分 230 億円）の赤字を見込んでいました。

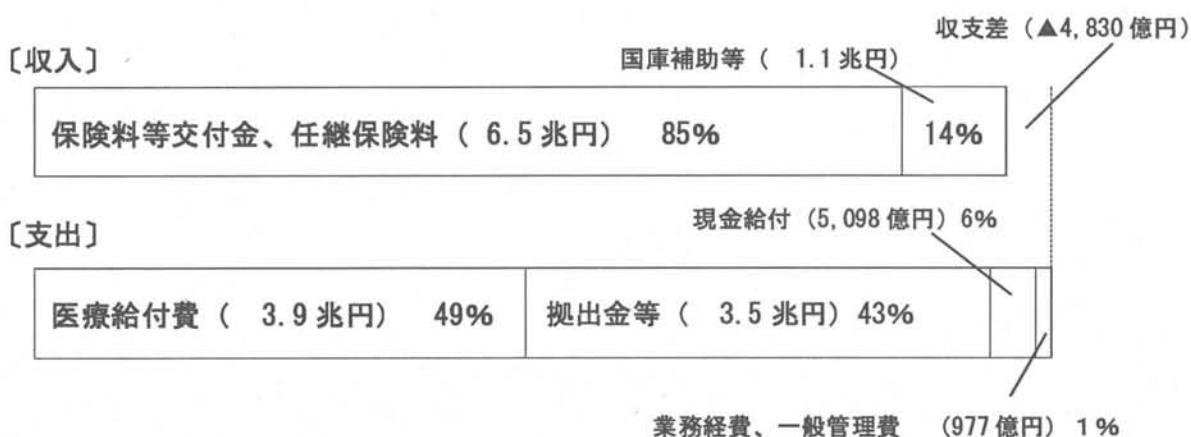
保険料収入の基礎となる平均標準報酬月額が 279,501 円と見込んでいましたが、21 年度実績 280,149 円となり、648 円多くなっています。平均標準賞与についても、1.362 月と見込んでいましたが、実績は 1.366 月となり、若干多くなりました。このように、見込みほど標準報酬月額や賞与月数は落ち込みませんでした。

一方、日本年金機構の「平成 21 事業年度業務実績報告書」によると、厳しい経済情勢の下で滞納事業所数が大幅に増加したこと等により、21 年度の保険料収納率は低下（96.5%、前年度比 0.7%減）しました。これにより、国の決算において示される 21 年度保険料収入は、21 年 11 月時点の見込みと比べて微減になると考えられます。

また、被保険者 1 人当たり保険給付費は 231,353 円と見込んでいましたが、実績は 226,731 円となり、4,622 円少なくなりました。これは、見込時には例年どおりの季節性インフルエンザの医療費を見込んでいましたが、見込みほど流行しなかったことなどが理由と考えられます。このため、保険給付費は 4 兆 5,417 億円と見込んでいましたが、4 兆 4,513 億円となり、904 億円の減となりました。

全体として赤字額は 1,000 億円程度改善しましたが、短期借入を前提とした厳しい財政運営であることには変わりません（「平成 21 年度の財務諸表等」参照）

【21 年度協会決算における健康保険の財政収支の構造】



(注) 21 年度決算収支ベース (短期借入金、借入金償還金、準備金戻入を除いたもの)

4. 今後の財政の見通し

健康保険法上、2 年ごとに先行き「5 年間についての協会が管掌する健康保険の被保険者数及び総報酬の見通し並びに保険給付に要する費用の額、保険料の額その他健康保険事業の

収支の見通しを作成」することとされていますが、今回の健康保険法の改正により、22年度～24年度の財政再建特例期間においては、毎年、24年度までの財政見通しを作成することとされました。

国庫補助 16.4%、後期高齢者医療制度への支援金の3分の1の部分を総報酬割、21年度末の赤字額を21年度から3年間で償還するといった今回の健康保険法の改正事項に基づき、今後3カ年の財政見通しについて、保険給付費については17～19年度の協会などの伸びの平均（実績）を、被保険者数については「日本の将来推計人口」（18年12月国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）を用い、以下の4ケースの賃金上昇率を使用して推計を行いました（22年度はいずれも▲2.3%）。

・ ケースA

内閣府「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」（21年1月）に準拠した経済低位の賃金上昇率に0.5を乗じた場合

22年度	23年度	24年度
▲2.3%	0.65%	0.75%

・ ケースB

23年度以降の賃金上昇率を0とした場合

22年度	23年度	24年度
▲2.3%	0.0%	0.0%

・ ケースC

24年度の賃金上昇率を0、23年度は中間とした場合

22年度	23年度	24年度
▲2.3%	▲1.15%	0.0%

・ ケースD

24年度の賃金上昇率を▲0.6%、23年度は中間とした場合

22年度	23年度	24年度
▲2.3%	▲1.45%	▲0.6%

推計結果は、図表 3-6 のとおりで、いずれの賃金上昇率のケースでも保険料率のさらなる引上げが必要となる見通しとなります。

23年度の見込みは9.6～9.8%となり、22年度より概ね0.3～0.5%ポイントの引上げが必要となり、24年度には9.9～10.2%となっています。

特に協会けんぽ（20年10月前は政府管掌健康保険）の加入者の賃金は、10年度以降連続してマイナスとなっており、この間においては平均伸び率▲0.6%であるため、これを使用して試算したものが一番厳しいケースDの見込みです。何れにしても今後も、収支の動向を十分に注視し、安定的な財政運営に努めてまいります。

【(図表 3-6) 23・24 年度の平均保険料率の試算】

	23 年度	24 年度
ケース A	9.6%	9.9%
ケース B	9.7%	10.0%
ケース C	9.8%	10.1%
ケース D	9.8%	10.2%

第4章 その他の事業の概況

1. 保険運営の企画

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

協会においては、21年度から概ね2～3年程度を集中的な保険者機能強化のための取組み期間と位置づけており、20年12月に「保険者機能強化アクションプラン」を策定しました。

「保険者機能強化アクションプラン」を確実に実行し保険者機能を強化していくため、地域の医療費や健診データを分析するとともに、加入者の方々の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のため、「医療に関する情報提供」、「関係方面への積極的な発信」、「保健事業の効果的な推進」、「ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進」、「効果的なレセプト点検の推進」などを進めてきました。（具体的な取組みについては図表4-1のとおり。）

21年度においては、18支部（20事業）においてパイロット事業を実施し、このうちジェネリック医薬品の使用促進のパイロット事業については、その成果を踏まえて22年1月から全国展開を開始しました。また、22年度においては、保健事業、健康保険給付の適正化等の事業についても順次、その成果を全国展開していくとともに、新たに10支部（11事業）においてパイロット事業を実施することとしています。

【（図表4-1）21年度に実施したパイロット事業】

	支部数	内 容
保健事業	11支部	・健康保険委員を通じた事業所における健康づくりの推進 ・若年層に重点を置いた健康づくりの支援 ・特定保健指導と健康づくりの継続性の確保
現金給付適正化	1支部	・傷病手当金等の適正な支給を行うため、民間の手法も取り入れた調査など効果的な審査手法の検証・実践
返納金債権収納	4支部	・民間の手法も取り入れた納付勧奨など効果的な債権回収手法の検証・開発 ・返納金債権の発生防止に重点を置いた、効果的な返納金債権減少のための方策の検証
医療費分析	3支部	・高医療費地域において、地域の有識者等の協力を得てレセプトや健診データを用いて医療費構造の分析
ジェネリック医薬品の使用促進	1支部	・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減可能額等の通知を先行実施し、全国展開に向けマニュアルを作成

(2) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進

ジェネリック医薬品（後発医薬品）については、加入者の皆様の自己負担の軽減や医療費の抑制に資することから、政府はもとより関係団体等の協力のもとに使用促進のための取組みが推進されています。

協会としても、ホームページやリーフレット等を通じてジェネリック医薬品の内容や安全確保の取組みの周知広報を行い、ジェネリック医薬品の希望を医師や薬剤師に伝えやすくするための「ジェネリック医薬品希望カード」約3,300万枚を作成し医療費通知等への同封により配布しました。

また、先発薬を長期服用している40歳以上の加入者のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の自己負担の軽減が一定金額以上見込まれる方に対しては、薬代の自己負担の軽減額を通知する取組みを21年度より開始しました。まず、21年7月下旬、広島支部において約4.7万人の加入者の方に対してパイロット事業として実施しましたが、その結果、約2割の方が全部又は一部の先発薬についてジェネリック医薬品へ切替え、1カ月あたり約1,250万円（自己負担分で約370万円、保険給付分で約880万円）の軽減効果がありました。

この成果を踏まえ、22年1月から6月にかけて、順次、全国的に約150万人の加入者の方へ通知しています。広島支部での実績を単純に全国に広げた場合、1カ月あたり約4.3億円（年間で約50億円）の医療費削減効果が見込まれています。

このほか、使用促進のための環境整備や安定供給等の取組みの強化について、国や関係団体に対して働きかけました。

なお、21年度における協会のジェネリック医薬品の使用割合は、数量ベースで18.3%、金額ベースで7.0%となっており、政府全体の目標である「24年度までに数量ベースで30%」を踏まえ、さらなる使用促進の努力をしたいと考えています。

【(図表4-2) 協会けんぽのジェネリック医薬品の使用割合】

	20年度			21年度		
	4月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～3月	4月～9月	10月～3月
使用割合(%) 【数量ベース】	-	-	17.4%	18.3%	17.7%	18.9%
(対前年同期差)(%ポイント)	-	-	-	-	-	(1.5%)
使用割合(%) 【金額ベース】	-	-	6.6%	7.0%	6.7%	7.3%
(対前年同期差)(%ポイント)	-	-	-	-	-	(0.7%)

(参考)医療保険全体での全調剤医療費における使用割合

	20年度			21年度		
	4月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～2月	4月～9月	10月～2月
使用割合(%) 【数量ベース】	18.0%	17.8%	18.2%	18.8%	18.6%	19.1%
(対前年同期差)(%ポイント)	(1.9%)	(1.9%)	(2.0%)	(0.8%)	(0.8%)	(0.8%)

(3) 関係方面への積極的な意見の発信

保険者機能強化アクションプランの中で、医療費や健診データの分析結果を活かし、関係方面に対して、保険者としての意見を積極的に発信していくことに取り組んでいます。

本部においては、国の各種審議会等（中央社会保険医療協議会（中医協）、社会保障審議会医療保険部会、同介護給付費分科会、高齢者医療制度改革会議等）に参画し意見を発信しています。

中医協においては、ジェネリック医薬品の使用促進や診療報酬全体の配分の見直しの必要性などについて発言をしています。

高齢者医療制度改革会議においては、現在の制度は現役世代に対して過重な負担を強いており、高齢化等により今後の医療費の増大が避けられない中では、医療保険制度全体を持続可能なものにしていくために、新たな高齢者医療制度の構築に際しては公費負担を拡充する必要があること、また、特定健診・特定保健指導の実施にあたり、各保険者の実情が十分考慮されない中で、結果（実施率）のみによって、後期高齢者支援金の加算・減算が行われる仕組みは、加入者・事業主の皆様の理解を得ることが困難であるため、廃止を含めた見直しの必要がある等の発言をしています。

社会保障審議会医療保険部会においては、不正受給への対処及び給付の重点化の観点から、傷病・出産手当金の支給額の上下限の設定、受給のための加入期間要件の設定、事業主や保険医療機関等に対する質問・調査権の法律上の明記などについて制度改革を要望しました。これらの点については同部会において21年11月から12月にかけて審議が行われましたが、「不正給付抑制の観点のみではなく、加入者の受診行動・出産行動への影響や少子化対策等との整合性等、十分な検討が必要」、「加入期間設定は種々の弊害も生じ得るので、不正受給防止対策を強化すべき」といった意見があり、引き続き国において検討することとなりました。

今後とも、高齢者医療制度への公費の役割拡大や拠出金の負担を各保険者の負担能力に応じたものとすることや、協会けんぽへの国庫補助割合の引上げを含めた抜本対策について、積極的に意見発信していきます。

一方、支部においても、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等に参画しているほか、都道府県における医療政策に係る各種協議会や検討会に参加しています。今後は、各支部において、地域の医療費分析結果等を活かし、また他の保険者と連携しつつ、積極的に意見発信していく必要があると考えています。

(4) 調査研究の推進等

○保険者機能の強化のための調査研究

保険者機能の強化のための基盤整備を図るため、有識者の参画のもと検討会議を開催し、レセプトや健診データ等の活用方策、および24年度の診療報酬・介護報酬の同時改定などを視野に入れ、協会が保険者として踏まえておくべき論点や検討すべき方向性等について

て検討しました。これらの検討結果を活用し、保険者としてできる取組みを拡大・充実させ、同時に安定的な事業運営に還元させていきたいと考えています。

○医療と健康保険に関する意識等調査

保険者機能の発揮のための企画立案に資する基礎資料とするため、インターネットを介して「医療と健康保険に関する意識等調査」を21年9月に実施し、加入者の医療や健康保険に対する意識や意見・要望等をまとめました。

主な調査結果を見ると、健康維持・生活習慣予防に関する取組みに関し全体の61%の人が「バランスの良い食事と節制」を心がけている一方で、「何もしていない」が21%を占めています。

ジェネリック医薬品の使用経験のある人は、4人に1人(26%)である一方で、どういふものか知っているにも関わらず使ったことがない人が59%を占め、そのうち「医師・薬剤師からの話がないと自分からは言い出せない」と回答した人が39%にも及びました。

また、医療費負担増に対し適切と考える対策としては、「受診した際の患者負担を増やす」と答えた人の割合が40%で、「税金を上げてまかなう」と回答した人が36%でした。また、約半数(49%)の人が「サービスの水準が維持できれば多少の負担増はやむを得ない」と回答しました。(調査の結果の概要については参考資料を参照)。

○医療費等に関するデータベースの拡充

医療費や健診・保健指導結果に関するデータベースについては、21年度に拡充し、支部における活用だけでなく、ホームページや運営委員会等を通じて一般に広く情報提供をしています。特に22年3月には、健診データと医療費データを突合させた分析結果を運営委員会に提供し、併せてホームページに掲載しました。

(5) 加入者に響く広報の推進

加入者・事業主の方々への広報については、第一に、協会のホームページを通じ、タイムリーに情報提供を行っております。特に、支部ごとのページでは、評議会の情報や健診機関の情報、都道府県毎に催される健康づくりイベントの案内や医療情報など、地域に密着した情報を提供しています。また、従来から継続して、支部ごとにチラシを作成し、社会保険庁(現日本年金機構)の協力のもと、事業所に送付する保険料の納入告知書に同封し、定期的な情報提供を行っております。

その他、新たな広報ツールとして、21年5月には携帯サイトを開設し、携帯電話を用いて最寄りの健診機関の情報を手軽に検索できるようにしました。8月にはメールマガジンの運用を開始し、登録いただいた事業主や加入者の方に、協会からのお知らせや給付申請の手続き方法、健康づくりに関する情報など、加入者の皆様に役に立つ情報を、直接お届けしてお

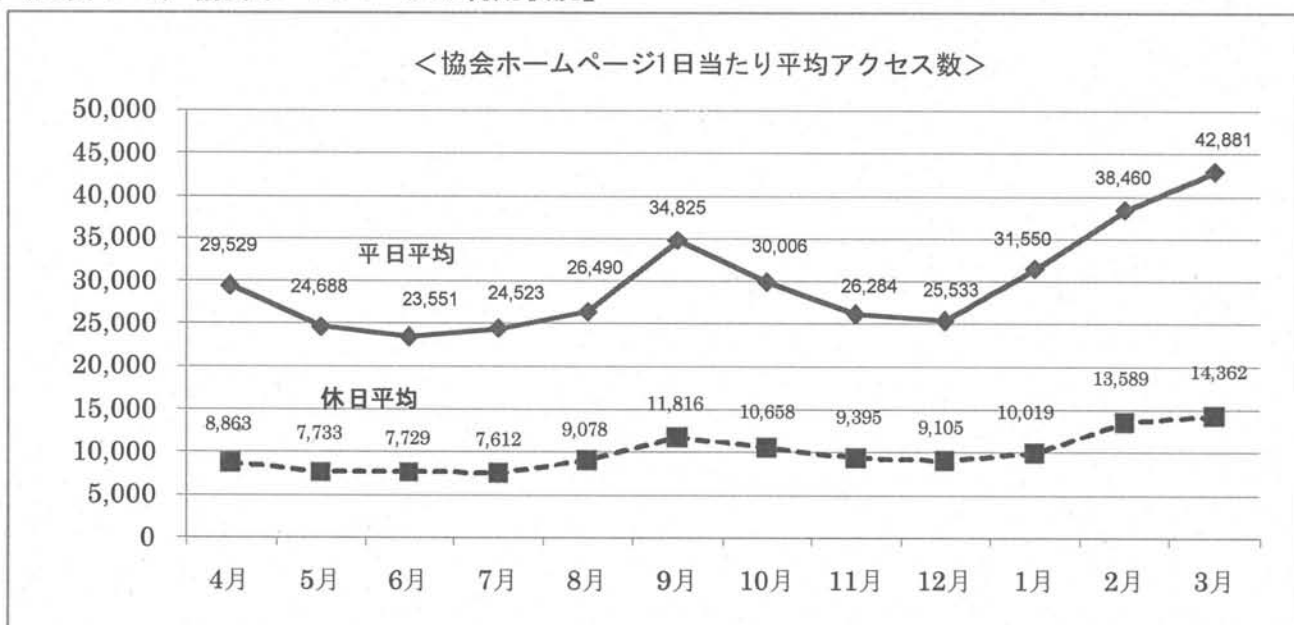
ります。22年3月時点で19の支部で導入され、18,799件の登録があり、21年度内には128回の配信が行われました。

また、9月には協会の事業やサービスの充実、加入者の視点に立った広報を進めるため、加入者の中から公募した約100名の方に協会けんぽモニターとなっていただき、アンケート調査等にご協力いただいています。

さらに、11月には「協会けんぽ対話集会」を開催し、加入者の方々に対し協会の現状や保険給付・サービス内容等について説明するとともに、意見交換を行いました。

今後も、引き続き加入者・事業主から直接意見を聞く取組みを進めることにより、加入者の視点に立ったわかりやすい広報に活かしていくとともに、さまざまな広報チャネルを活用しながら情報発信力を強化してまいります。

【(図表 4-3) 協会ホームページの利用状況】

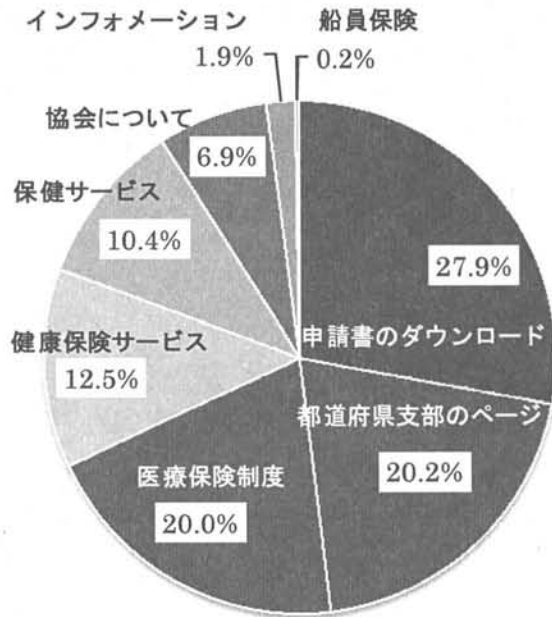


【(図表 4-4) 協会メールマガジンの実施状況 (21年8月配信開始)】

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施支部数	2	7	12	14	15	16	17	19
登録件数	2,234	6,173	9,072	11,040	12,819	14,765	17,212	18,799

(注) 1. 各月の支部数及び件数は累計数
2. 登録件数は、1人が複数の支部に登録している場合であっても1件とカウント

【(図表 4-5) 協会ホームページの利用状況 (アクセスの内訳)】
(21年4月～22年3月)



(6) 保険料率引上げに係る周知広報について

22年度保険料率の引上げに当たっては、加入者や事業主の方々の理解と納得が得られるよう周知広報に最大限努めることとして、21年11月から厳しい財政状況の見通しについての広報を開始しました。22年2月の保険料率決定後は、中小企業団体など関係団体のご協力を得て各種会合において、厳しい財政状況の見通しについて説明するとともに、機関誌等への情報掲載を依頼しました。また、納入告知書送付の機会を利用してのチラシ同封に加え、全事業所と任意継続被保険者の方々へのリーフレットの送付による周知などの取組みを進めてまいりました。

また、各支部を中心に、特に地元マスメディア（新聞・テレビ・ラジオ等）を活用した広報をきめ細かく行いました。国においても、政府広報による新聞広告や厚生労働省動画チャンネルにて解説をいただきました。

加入者・事業主の皆様からは、改定実施までの間（2月中旬～4月上旬）に毎週1,000～2,000件前後のお問い合わせや苦情、ご意見等をいただきました。今後の事業運営に活かしていきたいと考えています。

2. 健康保険給付等

(1) 現金給付の支給状況

傷病手当金は、21年度の支給件数は92万3千件となっており、前年度に比べ4万3千件（4.8%）の増加となっています。支給額は1,699億円となっており、前年度に比べ71億円（4.4%）の増加となっています。

出産手当金は、21年度の支給件数は10万9千件となっており、前年度末に比べ5千件（5.3%）の増加となっています。支給額は441億円となっており、前年度に比べ24億円（5.8%）の増加となっています。

出産育児一時金は、21年度の支給件数は39万3千件となっており、前年度に比べ3万件（▲7.0%）の減少となっています。支給額は1,549億円となっており、前年度末に比べ62億円（4.2%）の増加となっています。

※ 出産育児一時金の額は、21年1月から産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合には、産科医療補償制度に係る費用が上乘せされ、35万円から38万円とされました。

さらに、21年10月からは38万円から42万円に引上げがされ、産科医療補償制度に加入する医療機関等以外で出産した場合には、35万円から4万円引き上げ39万円となっています。

高額療養費（償還払い）は、21年度の支給件数は79万7千件となっており、前年度に比べ4万7千件（6.3%）の増加となっています。支給額は585億円となっており、前年度に比べ7億3千万円（▲1.2%）の減少となっています。

※ 高額療養費は、19年4月より、新たに、70歳未満の方の入院に係る高額療養費の現物給付化が図られています。（70歳以上の方については既に現物給付化がされていました。）

柔道整復師療養費は、21年度の支給件数は1,259万1千件となっており、前年度に比べ91万9千件（7.9%）の増加となっています。支給額は635億円となっており、前年度に比べ32億円（5.2%）の増加となっています。

その他の療養費は、21年度の支給件数は77万6千件となっており、前年度に比べ7万4千件（10.4%）の増加となっています。支給額は106億円となっており、前年度に比べ10億円（10.2%）の増加となっています。

各支部における状況は図表4-7のとおりとなっています。

【(図表 4-6) 現金給付費の推移】

(件数:件、金額:億円、1件当たり金額:円)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
傷病手当金	件数	844,218 (3.1%)	858,297 (1.7%)	871,860 (1.6%)	879,932 (0.9%)	922,602 (4.8%)
	金額	1,356 (3.1%)	1,377 (1.5%)	1,560 (13.3%)	1,628 (4.4%)	1,699 (4.4%)
	1件当たり金額	160,635 (▲0.0%)	160,414 (▲0.1%)	178,960 (11.6%)	185,060 (3.4%)	184,190 (▲0.5%)
出産手当金	件数	128,317 (0.5%)	133,036 (3.7%)	108,722 (▲18.3%)	103,650 (▲4.7%)	109,111 (5.3%)
	金額	472 (1.5%)	491 (4.0%)	428 (▲12.8%)	417 (▲2.5%)	441 (5.8%)
出産育児一時金	件数	409,512 (▲1.2%)	420,494 (2.7%)	431,227 (2.6%)	422,222 (▲2.1%)	392,585 (▲7.0%)
	金額	1,229 (▲1.2%)	1,339 (9.0%)	1,475 (10.2%)	1,487 (0.8%)	1,549 (4.2%)
高額療養費 (現物給付分を除く)	件数	1,256,654 (4.8%)	1,388,338 (10.5%)	1,093,577 (▲21.2%)	749,796 (▲31.4%)	797,115 (6.3%)
	金額	1,482 (4.1%)	1,548 (4.4%)	1,036 (▲33.1%)	593 (▲42.8%)	585 (▲1.2%)
	1件当たり金額	117,971 (▲0.6%)	111,515 (▲5.5%)	94,737 (▲15.0%)	79,050 (▲16.6%)	73,434 (▲7.1%)
柔道整復師療養費	件数	9,522,481 (7.3%)	10,385,786 (9.1%)	11,190,766 (7.8%)	11,672,149 (4.3%)	12,591,402 (7.9%)
	金額	499 (6.7%)	542 (8.6%)	585 (7.9%)	604 (3.3%)	635 (5.2%)
	1件当たり金額	5,237 (▲0.6%)	5,217 (▲0.4%)	5,224 (0.1%)	5,172 (▲1.0%)	5,045 (▲2.5%)
その他の療養費	件数	538,003 (10.6%)	604,810 (12.4%)	665,983 (10.1%)	702,581 (5.5%)	775,904 (10.4%)
	金額	77 (4.1%)	81 (6.0%)	91 (12.1%)	97 (6.0%)	106 (10.2%)
	1件当たり金額	14,252 (▲5.9%)	13,434 (▲5.7%)	13,679 (1.8%)	13,739 (0.4%)	13,701 (▲0.3%)

※括弧内は対前年度増減率

【(図表 4-7) 現金給付の各支部における支給状況①】

	高額療養費					傷病手当金					出産育児一時金				
	総数			加入者1人当たり		総数			被保険者1人当たり		総数		加入者(女性)1人当たり		
	件数 (件)	金額 (百万円)	1件当たり 金額(円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (百万円)	1件当たり 金額(円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (円)	
北海道	45,595	3,250	71,287	0.026	1,841	42,525	6,380	150,025	0.043	6,474	16,471	6,488	0.018	7,123	
青森	9,724	557	57,281	0.023	1,322	9,299	1,423	153,026	0.039	5,977	4,093	1,617	0.018	7,276	
岩手	10,712	567	52,924	0.026	1,401	9,665	1,417	146,644	0.042	6,138	4,058	1,603	0.019	7,691	
宮城	12,310	883	71,713	0.019	1,349	17,545	2,608	148,672	0.047	7,021	7,103	2,808	0.022	8,516	
秋田	9,503	662	69,617	0.027	1,883	8,956	1,240	138,414	0.045	6,190	3,151	1,244	0.017	6,762	
山形	8,191	576	70,350	0.021	1,510	8,796	1,443	164,070	0.039	6,473	3,877	1,529	0.020	7,821	
福島	11,559	739	63,911	0.018	1,173	15,617	2,626	168,150	0.044	7,326	7,243	2,855	0.022	8,786	
茨城	11,778	934	79,275	0.020	1,612	15,040	2,697	179,311	0.045	8,096	7,048	2,775	0.024	9,398	
栃木	10,912	776	71,070	0.023	1,631	13,390	2,503	186,935	0.049	9,173	5,740	2,263	0.024	9,336	
群馬	10,116	796	78,644	0.018	1,433	15,462	2,816	182,106	0.051	9,211	6,243	2,465	0.022	8,838	
埼玉	25,024	1,820	72,729	0.024	1,753	24,642	5,083	206,291	0.042	8,705	11,773	4,636	0.023	8,960	
千葉	12,651	1,059	83,683	0.018	1,503	19,025	3,775	198,411	0.047	9,294	7,499	2,961	0.021	8,401	
東京	68,623	6,142	89,508	0.019	1,738	97,702	21,398	219,011	0.046	10,058	37,683	14,858	0.021	8,457	
神奈川	28,203	2,729	96,761	0.024	2,326	32,986	6,844	207,484	0.049	10,084	13,035	5,140	0.022	8,870	
新潟	17,259	1,015	58,815	0.021	1,252	22,018	3,901	177,158	0.048	8,478	8,241	3,247	0.020	7,972	
富山	13,046	838	64,197	0.032	2,086	9,300	1,693	182,091	0.039	7,139	4,175	1,649	0.021	8,154	
石川	9,156	599	65,456	0.021	1,401	9,861	1,832	185,742	0.040	7,355	4,826	1,904	0.022	8,819	
福井	7,773	479	61,618	0.026	1,623	8,678	1,512	174,278	0.050	8,750	3,509	1,381	0.023	9,093	
山梨	5,852	423	72,247	0.025	1,814	5,351	1,059	197,872	0.041	8,173	2,494	987	0.021	8,261	
長野	10,979	728	66,285	0.018	1,173	16,991	3,060	180,107	0.048	8,734	6,591	2,601	0.021	8,272	
岐阜	16,941	1,491	88,040	0.024	2,136	18,274	3,237	177,148	0.048	8,563	7,941	3,137	0.023	9,014	
静岡	30,571	1,990	65,101	0.032	2,093	27,595	4,827	174,913	0.050	8,737	10,709	4,232	0.022	8,732	
愛知	56,748	5,134	90,476	0.026	2,350	59,644	11,971	199,030	0.049	9,797	26,072	10,284	0.024	9,555	
三重	12,536	804	64,148	0.027	1,706	13,243	2,531	191,095	0.050	9,509	5,434	2,142	0.022	8,817	
滋賀	8,376	635	75,855	0.025	1,924	9,852	1,808	183,500	0.054	9,911	4,080	1,601	0.024	9,438	
京都	16,727	1,218	72,799	0.020	1,466	22,275	4,350	195,287	0.048	9,389	9,643	3,799	0.023	8,976	
大阪	57,007	4,312	75,636	0.019	1,435	77,957	16,002	205,272	0.048	9,870	35,227	13,884	0.024	9,262	
兵庫	25,939	2,049	78,995	0.019	1,482	35,697	6,845	191,743	0.047	9,022	15,447	6,092	0.022	8,576	
奈良	10,757	630	58,598	0.036	2,134	7,400	1,444	195,138	0.048	9,318	3,454	1,363	0.023	8,888	
和歌山	5,197	364	70,116	0.018	1,277	7,530	1,338	177,695	0.050	8,824	3,090	1,222	0.021	8,290	
鳥取	2,735	190	69,544	0.014	952	5,117	815	159,369	0.044	7,083	2,207	867	0.021	8,427	
島根	6,845	504	73,668	0.026	1,904	7,503	1,228	163,672	0.049	8,073	2,987	1,181	0.022	8,862	
岡山	18,354	1,260	68,646	0.026	1,782	18,819	3,403	180,819	0.047	8,501	8,384	3,313	0.023	9,160	
広島	31,613	1,913	60,503	0.031	1,898	27,332	5,127	187,596	0.049	9,136	11,648	4,601	0.023	9,094	
山口	12,687	868	68,378	0.030	2,039	10,704	1,834	171,332	0.044	7,547	4,578	1,808	0.021	8,200	
徳島	5,633	343	60,818	0.022	1,316	6,039	1,136	188,190	0.041	7,650	2,807	1,109	0.021	8,219	
香川	9,004	592	65,789	0.024	1,589	8,652	1,663	192,224	0.041	7,886	4,073	1,609	0.022	8,554	
愛媛	12,544	989	78,836	0.024	1,905	14,258	2,345	164,441	0.050	8,228	5,995	2,369	0.023	8,929	
高知	6,664	496	74,392	0.026	1,957	6,699	1,115	166,427	0.046	7,605	2,599	1,028	0.020	7,787	
福岡	39,019	3,005	77,023	0.022	1,720	54,568	8,979	164,540	0.056	9,261	21,587	8,524	0.024	9,454	
佐賀	8,988	504	56,047	0.031	1,747	7,781	1,176	151,165	0.048	7,328	3,454	1,366	0.023	8,996	
長崎	9,737	560	57,465	0.021	1,232	11,729	1,870	159,431	0.047	7,474	5,333	2,108	0.022	8,773	
熊本	12,428	779	62,698	0.022	1,360	14,744	2,370	160,716	0.046	7,352	7,103	2,802	0.023	9,203	
大分	14,442	668	46,220	0.035	1,631	9,270	1,625	175,312	0.041	7,102	4,613	1,823	0.022	8,559	
宮崎	7,408	513	69,193	0.019	1,348	10,461	1,553	148,409	0.049	7,296	4,915	1,943	0.024	9,640	
鹿児島	12,372	718	58,012	0.021	1,221	14,953	2,528	169,083	0.046	7,829	7,260	2,873	0.024	9,388	
沖縄	6,877	437	63,559	0.014	915	11,657	1,604	137,576	0.049	6,673	7,092	2,802	0.029	11,421	
合計	797,115	58,535	73,434	0.023	1,681	922,602	169,934	184,190	0.047	8,659	392,585	154,892	0.022	8,764	

※出産育児一時金の件数は、産児数である。

※出産育児一時金の件数には、直接払いの件数を含むが、内払い及び差額払いは含まない。

※高額療養費の中には、世帯合算を含む。

【(図表 4-7) 現金給付の各支部における支給状況②】

	出産手当金				療養費(柔道整復施術)					療養費(柔道整復施術以外)				
	総数		被保険者(女性)1人当たり		総数			加入者1人当たり		総数			加入者1人当たり	
	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (百万円)	1件当たり 金額(円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (百万円)	1件当たり 金額(円)	件数 (件)	金額 (円)
北海道	4,006	1,480	0.011	4,025	427,801	1,952	4,563	0.242	1,106	64,215	670	10,437	0.036	380
青森	1,663	558	0.016	5,475	98,983	486	4,912	0.235	1,154	3,446	62	18,002	0.008	147
岩手	1,598	512	0.017	5,389	97,201	361	3,711	0.240	892	2,924	67	22,820	0.007	165
宮城	2,279	830	0.016	5,930	253,613	1,173	4,624	0.387	1,791	7,197	124	17,221	0.011	189
秋田	1,708	525	0.020	6,231	81,493	433	5,315	0.232	1,233	3,971	66	16,538	0.011	187
山形	2,037	613	0.022	6,514	96,074	401	4,172	0.252	1,050	4,044	67	16,512	0.011	175
福島	2,855	1,073	0.019	7,211	177,112	805	4,547	0.281	1,279	5,398	104	19,183	0.009	164
茨城	2,084	870	0.016	6,643	129,589	645	4,979	0.224	1,114	4,987	89	17,797	0.009	153
栃木	1,707	716	0.016	6,695	154,635	798	5,162	0.325	1,679	5,691	100	17,643	0.012	211
群馬	1,566	693	0.014	6,251	165,396	834	5,043	0.298	1,502	7,844	154	19,607	0.014	277
埼玉	2,681	1,224	0.013	5,865	374,900	1,975	5,268	0.361	1,902	13,756	259	18,864	0.013	250
千葉	1,664	731	0.011	4,904	224,865	1,167	5,188	0.319	1,656	11,487	175	15,225	0.016	248
東京	9,668	4,691	0.012	5,965	1,418,737	7,361	5,189	0.401	2,083	68,285	1,106	16,196	0.019	313
神奈川	2,689	1,245	0.011	5,175	358,952	1,728	4,815	0.306	1,473	29,951	481	16,074	0.026	410
新潟	3,474	1,259	0.020	7,083	157,195	791	5,032	0.194	976	11,228	180	16,038	0.014	222
富山	1,659	655	0.018	6,957	185,513	979	5,277	0.462	2,438	16,714	153	9,158	0.042	381
石川	1,818	692	0.018	6,936	149,814	735	4,905	0.350	1,718	10,826	104	9,651	0.025	244
福井	1,616	575	0.022	7,789	93,469	436	4,669	0.317	1,479	7,954	77	9,648	0.027	260
山梨	670	298	0.013	5,782	68,912	352	5,102	0.296	1,509	5,323	77	14,483	0.023	331
長野	1,787	732	0.013	5,341	194,837	945	4,849	0.314	1,522	9,278	149	16,037	0.015	240
岐阜	1,634	678	0.012	5,124	289,833	1,364	4,708	0.415	1,954	17,221	242	14,049	0.025	346
静岡	2,997	1,206	0.014	5,525	259,574	1,190	4,585	0.273	1,252	11,626	199	17,128	0.012	209
愛知	5,192	2,381	0.013	5,762	791,716	3,646	4,605	0.362	1,669	69,747	912	13,071	0.032	417
三重	1,427	608	0.014	5,772	122,358	571	4,664	0.260	1,211	9,475	132	13,951	0.020	280
滋賀	1,164	510	0.016	7,147	96,686	394	4,074	0.293	1,193	5,950	93	15,559	0.018	280
京都	2,492	1,106	0.014	6,245	409,633	2,089	5,100	0.493	2,516	23,152	353	15,244	0.028	425
大阪	7,117	3,347	0.013	6,023	2,208,986	13,845	6,268	0.735	4,609	145,893	1,715	11,754	0.049	571
兵庫	3,692	1,640	0.013	5,678	568,450	2,813	4,949	0.411	2,035	28,413	409	14,389	0.021	296
奈良	755	339	0.013	5,812	143,044	714	4,993	0.484	2,418	7,324	108	14,783	0.025	367
和歌山	657	279	0.011	4,796	178,346	919	5,152	0.625	3,220	8,693	115	13,209	0.030	402
鳥取	1,032	323	0.021	6,566	17,109	62	3,613	0.086	309	2,308	41	17,787	0.012	205
島根	1,225	385	0.020	6,299	32,521	125	3,839	0.123	472	2,887	51	17,686	0.011	193
岡山	2,457	1,006	0.015	6,307	196,051	833	4,248	0.277	1,178	9,586	154	16,115	0.014	218
広島	3,133	1,260	0.015	6,055	233,820	1,066	4,559	0.232	1,058	21,482	249	11,604	0.021	247
山口	1,185	443	0.012	4,551	95,398	450	4,718	0.224	1,058	6,933	93	13,414	0.016	219
徳島	901	370	0.014	5,890	124,045	600	4,836	0.477	2,305	6,773	74	10,948	0.026	285
香川	1,201	470	0.015	5,772	167,761	699	4,168	0.450	1,876	7,322	94	12,883	0.020	253
愛媛	1,396	525	0.013	4,795	125,307	487	3,888	0.241	939	6,297	110	17,442	0.012	212
高知	1,037	411	0.016	6,339	67,643	301	4,445	0.267	1,187	3,199	60	18,911	0.013	239
福岡	5,917	2,239	0.015	5,842	695,395	3,351	4,818	0.398	1,918	30,002	404	13,469	0.017	231
佐賀	1,282	447	0.018	6,380	89,621	419	4,677	0.311	1,454	3,650	51	13,982	0.013	177
長崎	1,699	620	0.016	5,771	148,750	633	4,253	0.328	1,393	9,807	112	11,459	0.022	247
熊本	2,517	927	0.018	6,481	123,206	511	4,151	0.215	893	11,234	141	12,551	0.020	246
大分	1,250	468	0.013	5,025	113,315	490	4,325	0.277	1,197	4,823	71	14,753	0.012	174
宮崎	1,868	574	0.020	6,122	101,992	428	4,198	0.268	1,126	7,492	102	13,557	0.020	267
鹿児島	1,970	747	0.015	5,593	174,380	794	4,555	0.297	1,351	9,999	138	13,792	0.017	235
沖縄	2,685	853	0.027	8,548	107,371	377	3,509	0.225	789	10,097	143	14,175	0.021	300
合計	109,111	44,136	0.015	5,888	12,591,402	63,529	5,045	0.362	1,825	775,904	10,631	13,701	0.022	305

(2) 適正な現金給付業務の推進

合資会社を北海道に設立し、標準報酬を最高等級にして雇用した従業員にうつ病を装わせ、医師に偽りの訴えを行わせることにより、傷病手当金を不正に請求させ、さらに、他の都道府県に支店を設立し、同様の手口で傷病手当金を不正に請求させた事業主が21年1月、詐欺容疑で逮捕され、同年12月、札幌地裁により有罪判決が下されました。

協会としては、このような不正な受給に対処するため、審査を強化していますが、21年度においては、三重支部において、疑義のある申請を集中的に審査・調査する手法についてパイロット事業を実施し検討してきました。22年度においては、この取組みについて全国展開を図り、不正受給の防止を徹底したいと考えています。

また、不正受給への対処および給付の重点化の観点から、社会保障審議会医療保険部会において、手当受給のための加入期間要件の設定や、事業主や保険医療機関等から協力を円滑に得るための質問・調査権の法律上の明記などについて制度改正を厚生労働省に要望しました。なお、要望内容は、引き続き国において検討されています。

(3) サービス向上のための取組

協会においては加入者、事業主のご意見や苦情を受け止め、サービスの向上や改善に活かしていくことを基本方針としています。

○お客様満足度調査及びお客様の声

21年10月には協会の業務やサービス等に対する加入者の満足度や評価について状況を把握することを目的にお客様満足度WEB調査を実施しました。調査は、高額療養費等の制度の認知度、インターネットを通じた医療費の情報提供サービス等の認知度、都道府県単位保険料率の認知度及び特定健診・特定保健指導の認知度等、多岐にわたる項目について行いました。事業によって認知度にばらつきがあり、また、年齢層によって異なる等の結果を踏まえ、今後の施策や業務改善に活かしていくこととしています。（お客様満足度WEB調査の概要は参考資料を参照）

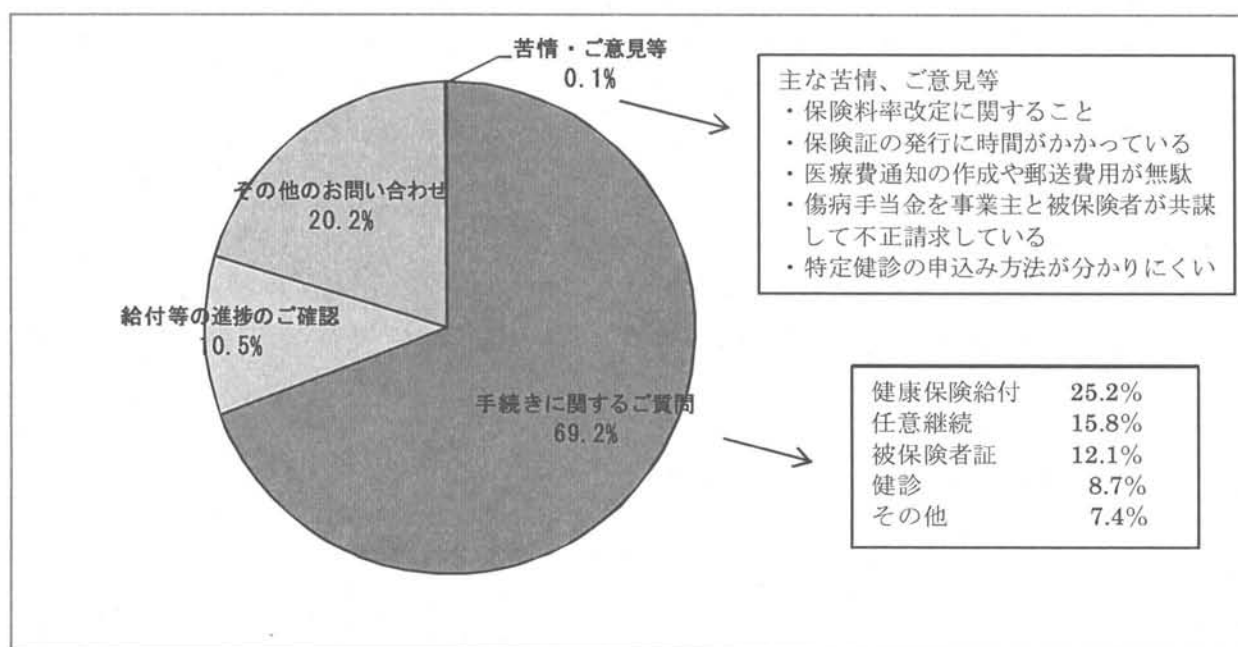
また、20年度に引き続き、22年2月22日～3月16日の間に、全支部の窓口でお客様満足度窓口調査を実施しました。図表4-8のように、いずれの指標も満足度は向上しましたが、さらなるサービスの向上や改善につなげていきたいと考えています。（お客様満足度調査の概要は参考資料を参照）

電話、メール、手紙等による「お客様の声」についても、21年4月から全支部において毎月定点調査を行っております。

【(図表 4-8) お客様満足度窓口調査】 (22年2月22日~22年3月16日実施)

指標	20年度	21年度
窓口サービス全体としての満足度	89.8%	93.2%
職員の応接態度に対する満足度	89.9%	93.0%
訪問目的の達成度	90.9%	93.6%
窓口での待ち時間の満足度	85.2%	87.7%
施設の利用の満足度	72.5%	77.6%

【(図表 4-9) 各支部に寄せられた「お客様の声」の概要】 (21年度定点調査まとめ)】



○サービススタンダード

21年4月から、健康保険給付の申請の受付から振込までの期間であるサービススタンダードの所要日数の目標設定を15営業日から10営業日に短縮し、サービスの向上を目指しました。

サービススタンダードの達成状況については、21年4月支払分から実施状況を集計・分析してきましたが、22年3月における、サービススタンダードの達成率（10営業日以内に振込むことができた割合）は94.1%で、平均所要日数8.4日となっています。

今後も、適正な審査を行いつつ迅速な支払いを行っていただけるよう取り組んでまいります。

○サービス向上に向けた職員の教育研修

お客様本位のサービスの考え方の徹底や接遇の技術の一層の向上を図るため、CS（顧客満足）向上研修を実施しました。また、21年5月には、職員が遵守すべき「行動規範」を

全職員に配付し、これを常時携行することにより、サービス向上に向けた意識徹底を図っています。

○健康保険委員、申請書類にかかる取組み

健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進するため、公募を含め健康保険委員の委嘱を順次進め、22年3月末時点で、約58,000名の方々に委嘱いたしました。支部ごとに創意工夫しながら研修等を実施し、本部においても、研修資料を支部へ提供しています。

申請書等の様式や記載要領等については、加入者の皆様からわかりにくいとの声をいただいておりますので、20年度から本部と支部で見直し作業を進めてきました。見直し後の新たな申請書等（18種類）につきましては、21年7月から、使用を開始しました。ホームページには申請書等及び記入例を掲載し、お客様の利便性や手続きの簡素化を図っています。また、制度改正やお客様の声等に基づく申請書等の見直しを四半期ごとに実施しています。支部においても、独自にホームページやパンフレット等を通して事業主及び加入者の皆様に情報提供して、一層のサービス向上に努めています。

また、健康保険給付等の申請・届出については、郵送による受付を推進しています。ホームページや年金事務所等で申請書を入手していただければ、協会の窓口にご来訪いただかなくても手続きが行えます。22年3月現在、申請・届出を郵送により提出いただいている割合は約67%となっており、その促進に努めてまいります。

○その他の取組み

インターネットを通じた医療費の情報提供サービスについては、多くの方々に利用していただけるよう医療費通知の裏面やポスターを活用するなどし、周知広報を行っており、21年度中には5,687の方がIDを取得し利用しています。

任意継続被保険者の保険料納付方法については、毎月の納付の手間が省け、納め忘れによる資格喪失の防止にもなる口座振替の利用について、主に資格取得申請時にお知らせしながら促進しています。

高額療養費の未申請者に対するサービスとして、あらかじめ必要事項を記載した申請書（ターンアラウンド通知）を送付し、協会に返送していただくご案内を行っています。20年度末時点では17支部で未実施でしたが、21年度末には全支部で実施しています。

医療機関から提出されたレセプトを社会保険診療報酬支払基金において審査した結果、医療費が減額査定された場合、一部負担金の減額が1万円以上になる加入者に対しては、減額査定された医療費をお知らせしており、21年度は9,026件の通知を行っています。

(4) 窓口サービスの展開

各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、支部窓口のほかに、年金事務所にも窓口を設置しています。

年金事務所における窓口サービスについては、契約職員による対応をしている支部は 44 支部 227 カ所、社会保険労務士に委託している支部は 29 支部 127 カ所となっています。

なお、事務所間の距離や訪問人数を考慮した結果、13 事務所において開設する曜日を縮小し、9 事務所及び 1 年金相談センターの窓口サービスを廃止し、現在では 312 カ所の年金事務所のうち 303 カ所において窓口を開設しています。

今後も、窓口の受付状況等を踏まえ、効率的かつ効果的な体制を検討し、皆様のご理解を得ながら、必要な見直しを行っていくこととします。

(5) 健康保険証の一括切替え等

① 健康保険証の一括切替え

健康保険証の一括切替えについては、当初、20 年度内に終了する予定でしたが、健康保険証の印字の不具合等による調達手続の遅れなどから、やむを得ず計画を変更し、21 年度に実施することとなりました。21 年 6 月から実施し、21 年 9 月までに事業主及び加入者の方への発送を終了しました。

一部で誤送付などの事故も発生し御迷惑をおかけしましたが、概ね計画通りに進捗しました。

また、政府管掌健康保険証（旧証）の使用期限は 22 年 3 月 31 日までと厚生労働省により定められましたので、それ以降の使用はできない旨の周知広報を実施しました。

【(図表 4-10) 健康保険証切替え件数】

一般の被保険者	約 2,834 万件
任意継続の被保険者	約 23 万件

② 健康保険証の交付

一般被保険者の方の健康保険証の交付については、事業主を通じて日本年金機構において加入手続きを行っていただいた後、協会は年金機構から資格に関する情報を取得したうえで、健康保険証を作成し、発行するという処理の流れになっています。

協会においては、年金機構から被保険者の資格に関する情報を取得した当日、若しくは翌日には事業所等に健康保険証を送付することとしています。また、22 年 1 月からは、確実に健康保険証をお届けするため、発送の記録が残る特定記録郵便による送付を開始しました。

なお、迅速な健康保険証の交付を行うには、日本年金機構との連携が欠かせないことから、今後も、日本年金機構、厚生労働省との連絡調整会議の場を活用するなどにより、引き続き日本年金機構との連携を強化してまいります。

(6) レセプト点検の効果的な推進

医療機関が保険者に医療費を請求するためのレセプトは社会保険診療報酬支払基金で審査されていますが、支払基金において審査されていない事項等については協会が点検を行い、医療費の適正化を図っています。

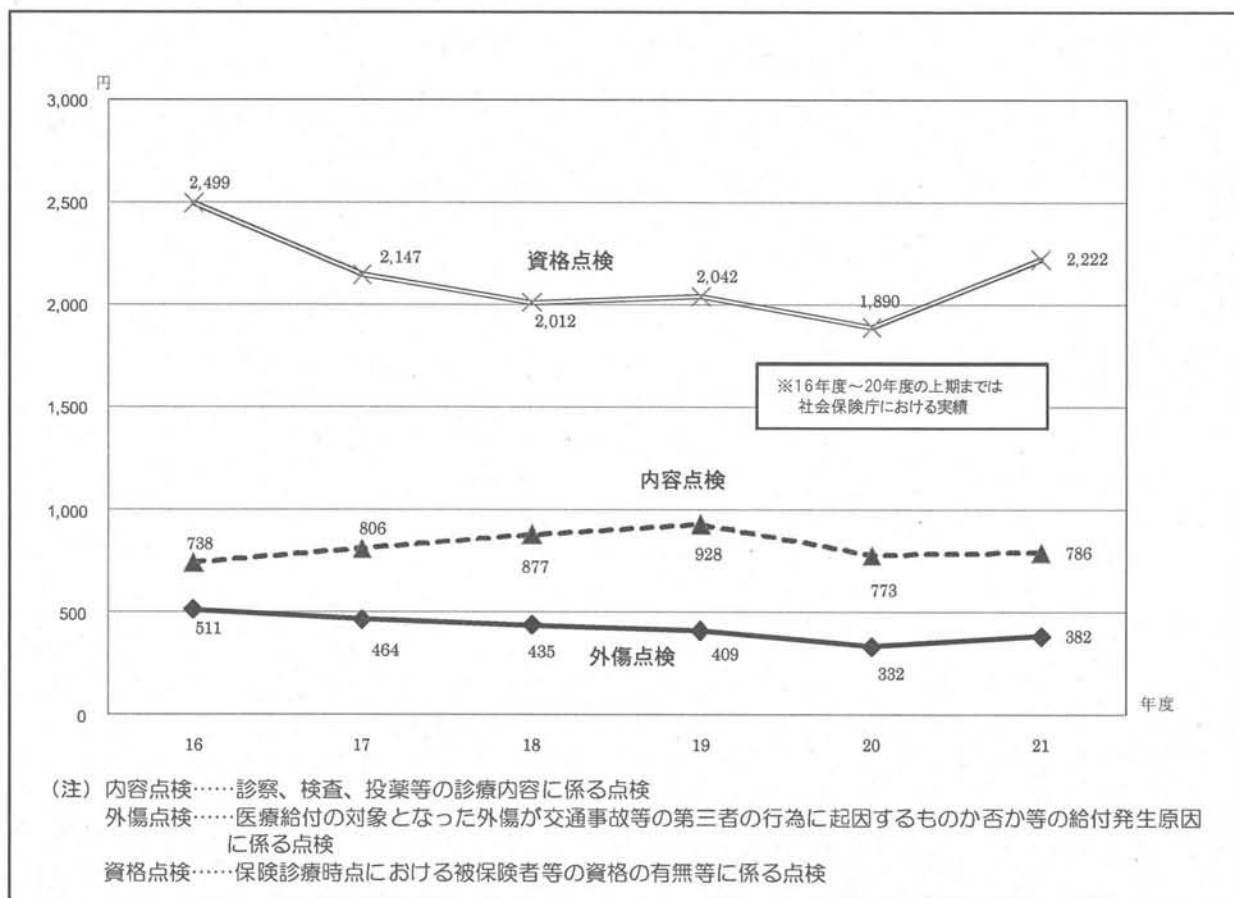
協会としては、効果的なレセプト点検を推進するため、レセプトの電子化が進んでいることを受け、21年度においてもシステムにより自動的に疑義のあるレセプトを抽出し点検できるレセプトの範囲や項目を拡充し、点検業務を充実強化してきました。これに加え、レセプト点検に係る知識・技術を習得するため、全国を2ブロックに分け、医科レセプトの研修を21年9月に、歯科レセプトの研修を21年11月に行ったほか、査定事例を本部に集約し、これを配布するなど点検情報の共有化を図り、点検技術の全国的な底上げを図ってまいりました。

これらの取組みの結果として、21年度の被保険者一人当たりのレセプト点検効果額は、いずれの点検項目も20年度を上回りました。

今後、内容点検と外傷点検について、22年度はさらに高い目標を設定し、医療費適正化効果を上げていくとともに、協会けんぽの被保険者の資格の有無を確認する資格点検についても、資格喪失後受診を防止する等の観点から強化してまいります。また、支払基金におけるレセプト審査システムの向上とともに、協会におけるレセプト点検業務や体制の見直しを検討する必要があると考えています。

さらに、23年4月からのレセプトの原則オンライン化を見据え、効果的な点検ができるよう各種システムを改修し、着実に対応しています。

【(図表 4-11) 被保険者1人当たりレセプト点検効果額の推移】



【（図表 4-12）各支部における点検効果額（被保険者 1 人当たり効果額（円））】

	資格点検	外傷点検	内容点検
北海道	2,724	315	1,190
青森	1,684	260	532
岩手	2,700	240	573
宮城	2,330	306	2,554
秋田	2,233	195	519
山形	2,491	405	1,161
福島	1,844	396	452
茨城	2,305	433	450
栃木	1,994	330	779
群馬	2,807	280	585
埼玉	1,915	298	1,378
千葉	2,165	385	844
東京	1,553	233	633
神奈川	2,416	453	398
新潟	1,918	318	627
富山	2,203	305	1,115
石川	1,923	268	1,248
福井	2,156	362	516
山梨	2,382	487	913
長野	2,395	294	769
岐阜	2,062	416	1,275
静岡	1,853	360	675
愛知	2,071	467	584
三重	2,188	503	677
滋賀	2,678	375	808
京都	2,173	495	695
大阪	2,558	414	1,115
兵庫	1,816	490	613
奈良	3,196	374	901
和歌山	2,753	601	1,373
鳥取	2,155	269	789
島根	2,652	370	875
岡山	2,357	422	417
広島	2,778	362	498
山口	2,833	285	360
徳島	2,280	538	1,245
香川	2,535	521	546
愛媛	1,987	647	499
高知	2,289	431	753
福岡	2,391	602	803
佐賀	2,621	357	485
長崎	2,468	393	473
熊本	2,238	482	446
大分	2,869	358	813
宮崎	1,952	345	1,174
鹿児島	2,455	365	379
沖縄	1,941	169	188
計	2,222	382	786

3. 保健事業

保健事業は、加入者の健康の保持増進を図るための協会の事業の重要な柱であり、効果的かつ効率的な保健事業を展開することが、将来の医療費の抑制につながります。

健診及び保健指導を中核として、その他の保健事業を適切に組み合わせ、保健事業の総合的かつ効果的な推進を図ってまいります。

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

20年4月から40歳以上の加入者に対する特定健康診査（以下「特定健診」）及び健診後の特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられ、国から健診受診率等の達成目標（参酌標準）が示されています。具体的には、24年度、特定健診実施率は70%、特定保健指導実施率は45%、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率は対20年度比10%となっています。

これらの目標の達成に向けて、20年4月、政府管掌健康保険において、5カ年計画（下表参照）が公表されており、協会としても、これを踏まえ、特定健診等を推進しています。

【（図表 4-13）5カ年計画における実施率目標】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（参酌標準）
特定健康診査	54.4%	58.4%	62.3%	66.2%	70.0%
被保険者	60.0%	62.5%	65.0%	67.5%	70.0%
被扶養者	40.0%	47.5%	55.0%	62.5%	70.0%
特定保健指導	26.3%	31.1%	35.9%	40.5%	45.0%
被保険者	28.2%	32.7%	37.1%	41.2%	45.0%
被扶養者	20.0%	26.2%	32.4%	38.6%	45.0%

※ 被保険者にかかる健診実施率については、事業者からの健診結果取得分20%を含む。

※ 40歳以上の被保険者1,106万人、被扶養者410万人（21年度末時点）

しかし、現状としては後述のとおり目標を下回る実施率となっています。これは、協会の場合、他の保険者（健康保険組合や共済組合等）と異なり、事業所の規模が小さく、かつ広い地域に点在しており、効率的な特定健診の受診勧奨や保健指導が難しいという事情も背景にあります。今後、目標に向かってさらに努力していきたいと考えています。

① 健診

【被保険者の健診】

被保険者の健診については、従来よりメタボリックシンドロームに着目した特定健診の項目を含む生活習慣病予防健診を実施（健診費用の一部を協会が負担）しています。

21年度の40歳以上の被保険者の健診受診率は38.3%（速報値）となっており、20年度の受診率35.9%と比較して2.4%ポイントの増、受診者数では31万5千件の増加となりましたが、目標（42.5%）には達しませんでした（各支部の状況は図表4-18のとおり）。また、労働安全衛生法に基づき行われる事業者健診の結果の取得も十分には進みませんでした（目標20%：実績0.2%）が、22年度からは、国の定めた電子的様式以外でも健診結果を取得可能となるようシステムを改修し、実効を上げていきたいと考えています。

一方で、生活習慣病予防健診の健診機関は年々増加しており、21年度では2,465カ所（対前年度150カ所増）となり、今後、さらに拡充していきます。

また、健診を受診される被保険者の方のうち希望される方には付加健診、乳がん・子宮がん検診、肝炎ウイルス検査を実施しています。

付加健診は、40歳及び50歳の方を対象に一般健診に加えてさらに検査項目を増やし、病気の早期発見や生活習慣改善などの健康管理に活かします。21年度の付加健診実施件数は142,326件で、20年度と比較すると10,203件の増加となりました。

乳がん・子宮がん検診は、偶数年齢の女性を対象に乳がん、子宮頸がんの早期発見を目的に行っています。21年度の実施件数は、乳がん検診370,945件、子宮がん検診538,764件と、20年度と比較するとそれぞれ42,111件、72,335件の増加となっています。

肝炎ウイルス検査は、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスへの感染の有無を調べるための検査です。21年度の肝炎ウイルス検査件数は203,213件で、20年度件数253,840件と比較すると50,627件の減少となりました。これは、肝炎ウイルス検査は生涯に1回だけ受診していただくこととなっており、多くの方が既に受診されていることが原因だと考えています。

【(図表 4-14) 被保険者の生活習慣病予防健診の概要】

	主な検査内容	対象者	自己負担	手続
一般健診	問診、触診、身体計測、視力・聴力測定、血圧測定、尿検査、便潜血反応検査、血液一般検査、血糖検査、尿酸検査、血液脂質検査、肝機能検査、胸部・胃部レントゲン検査、心電図検査など	40歳～74歳の方 又は35歳～39歳の方で生活習慣改善指導を受けたいことを希望する方	健診費用総額 (上限18,007円) のうち38%(上限6,843円)が加入者ご本人の負担となります	お勤め先を通じて支部へ申込みます(任意継続被保険者の方は、支部へ直接申し込みます)
付加健診	尿沈渣顕微鏡検査、血液学的検査、生化学的検査、眼底検査、肺機能検査、腹部超音波検査	一般健診を受診される40歳の方、50歳の方	最高4,583円	
乳がん・子宮がん検診	乳がん 問診、視診、触診、乳房エックス線検査 子宮がん 問診、細胞診	<ul style="list-style-type: none"> 一般健診を受診される40歳～74歳の偶数年齢の方 36歳、38歳の一般健診を受診される方は子宮がん検診のみ追加できます 20歳～38歳の偶数年齢の方は子宮がん検診単独で受診できます 	50歳以上 最高1,666円 40歳～48歳 最高2,240円 (年齢により乳がん検査の撮影方法が異なるため負担額が異なります) 乳がん検診のみ 上記金額から最高630円を引いた金額 子宮がん検診のみ 最高630円	
肝炎検査	HCV抗体検査、HBs抗原検査	一般健診を受診される方(過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方を除きます)	最高595円	受診者ご本人が直接健診機関に申込みます

【(図表 4-15) 健診の実績(21年4月～22年3月)(速報値)】

	20年度	21年度	増減
健診実施率(40歳～74歳)	35.9%	38.3%	2.4%
一般健診(40歳～74歳)	3,925,057	4,239,819	314,867
一般健診(35歳～39歳)	821,298	911,492	90,194
付加健診	132,123	142,326	10,203
乳がん検診	328,834	370,945	42,111
子宮がん検診	466,429	538,764	72,335
肝炎ウイルス検査	253,840	203,213	▲50,627
健診実施機関	2,315	2,465	150

【被扶養者の健診】

21年度の被扶養者の特定健診の受診率は12.2%となり、20年度と比べて1.0%ポイント増加しました。受診者数は20年度と比べて4万7千件の増加となりましたが、目標(47.5%)を大きく下回りました(各支部の状況は後述の表のとおり)。これは、政府管掌健康保険から協会けんぽに移行してから本格的に取り組みが始まり、受診手続きなど、周知が十分でなかったことが原因と考えています。

受診手続きの簡素化を図るため、特定健診の受診券の交付手続きについては、21年度においてモデルケースとして福島、山梨、長野の3支部において加入者からの申請手続きを省略した受診券の直接送付を行いました。その成果を踏まえ22年度よりすべての支部において直接送付方式を実施することとしました。

また、受診しやすい環境を整えるため、他の保険者と共同で地域の健診機関等との契約により健診機関を確保しています。

20年度においては、制度開始の初年度ということもあり、多くの健診機関等が地域医師会等を通じ契約に参加していましたが、2年目の21年度においては、健診結果のデータ化や請求に伴う事務量の問題などにより、健診機関等によっては契約を見送ったと思われるなどの理由から、実施機関数は49,026件となり、20年度と比較して約2千件少なくなりましたが、22年度については、新たに本部において健診機関の全国団体との間で契約を締結し、健診機関の確保に努めます。併せて、がん検診等の市町村が行う検診と同時に受けられるよう情報提供を行って被扶養者の方の利便性の向上を図っていくこととします。

【(図表4-16) 被扶養者の特定健康診査(特定健診)の概要】

検査内容	対象者	費用負担	手続
(基本健診) 問診、身体計測、血圧測定、尿検査、 肝機能検査、血液脂質検査、血糖検査 (医師の判断により貧血検査、眼底検査、 心電図検査を実施)	40歳から74歳	健診費用総額のうち 5,400円を超える額が ご家族の負担となります	被保険者(加入者ご本人)のお勤め先を通じて支部へ申込みます (任意継続被保険者の方は、支部へ直接)

【(図表4-17) 特定健診の実績(21年4月~22年3月)(速報値)】

	20年度	21年度	増減
実施率	11.2%	12.2%	1.0%
受診数	454,509	501,543	47,034
受診券発行件数	1,327,021	1,176,145	▲150,876
健診実施機関	51,313	49,026	▲2,287

【(図表4-18) 各支部における健診等の実施状況(速報値)】

	被保険者				被扶養者		合計	
	生活習慣病予防健診 (一般健診:40~74歳)		事業者健診結果取得		特定健診			
	件数	実施率	件数	取得率	件数	実施率	件数	実施率
北海道	201,826	35.0%	340	0.1%	23,184	9.5%	225,350	27.5%
青森	57,349	41.5%	170	0.1%	6,279	12.0%	63,798	33.5%
岩手	43,983	32.1%	0	0.0%	6,088	12.3%	50,071	26.9%
宮城	102,849	49.7%	0	0.0%	18,764	23.4%	121,613	42.3%
秋田	46,238	38.4%	0	0.0%	6,061	12.6%	52,299	31.0%
山形	68,192	52.3%	1,983	1.5%	10,411	24.5%	80,586	46.6%
福島	98,804	48.7%	0	0.0%	11,700	16.5%	110,504	40.4%
茨城	68,329	37.1%	14	0.0%	9,799	15.2%	78,142	31.4%
栃木	60,203	39.8%	4	0.0%	6,356	11.8%	66,563	32.5%
群馬	73,566	41.8%	614	0.3%	10,516	15.5%	84,696	34.8%
埼玉	98,993	29.6%	548	0.2%	14,754	12.1%	114,295	25.0%
千葉	80,109	34.1%	1,980	0.8%	10,702	12.8%	92,791	29.1%
東京	347,647	30.5%	1,601	0.1%	57,015	13.8%	406,263	26.2%
神奈川	151,503	38.4%	126	0.0%	16,373	11.9%	168,002	31.5%
新潟	143,773	52.9%	0	0.0%	20,564	21.4%	164,337	44.7%
富山	67,927	49.2%	0	0.0%	7,097	17.0%	75,024	41.7%
石川	57,989	41.3%	826	0.6%	7,070	16.1%	65,885	35.8%
福井	41,246	41.0%	497	0.5%	3,498	12.0%	45,241	34.9%
山梨	42,835	55.9%	0	0.0%	6,840	25.6%	49,675	48.1%
長野	79,967	38.7%	3,437	1.7%	10,204	15.3%	93,608	34.3%
岐阜	90,592	41.4%	4,849	2.2%	8,316	10.0%	103,757	34.3%
静岡	132,879	41.5%	1,556	0.5%	12,279	12.2%	146,714	34.9%
愛知	210,594	32.3%	2,033	0.3%	27,644	10.9%	240,271	26.5%
三重	75,782	49.7%	0	0.0%	5,718	10.6%	81,500	39.5%
滋賀	46,913	46.3%	626	0.6%	4,313	11.2%	51,852	37.1%
京都	114,824	45.5%	635	0.3%	10,562	10.7%	126,021	35.9%
大阪	210,180	24.1%	20	0.0%	38,811	10.2%	249,011	19.9%
兵庫	160,393	37.6%	616	0.1%	14,341	8.3%	175,350	29.3%
奈良	28,845	32.9%	1,259	1.4%	3,135	7.8%	33,239	25.9%
和歌山	34,514	39.4%	2,046	2.3%	2,588	7.2%	39,148	31.7%
鳥取	25,636	38.3%	0	0.0%	2,282	10.7%	27,918	31.6%
島根	47,746	53.4%	192	0.2%	4,203	14.7%	52,141	44.2%
岡山	89,500	40.4%	312	0.1%	10,329	13.5%	100,141	33.6%
広島	122,242	38.1%	350	0.1%	11,567	10.3%	134,159	31.0%
山口	53,374	36.7%	0	0.0%	4,430	8.9%	57,804	29.6%
徳島	30,541	36.1%	0	0.0%	3,641	12.2%	34,182	29.9%
香川	46,833	38.8%	538	0.4%	5,433	13.1%	52,804	32.6%
愛媛	69,456	43.4%	0	0.0%	4,819	8.0%	74,275	33.8%
高知	43,472	51.2%	197	0.2%	3,235	12.4%	46,904	42.2%
福岡	227,400	42.6%	135	0.0%	18,802	9.0%	246,337	33.1%
佐賀	38,601	41.5%	0	0.0%	3,651	11.2%	42,252	33.6%
長崎	57,457	39.3%	0	0.0%	5,236	9.8%	62,693	31.4%
熊本	93,226	50.4%	43	0.0%	7,389	11.8%	100,658	40.7%
大分	69,303	51.9%	0	0.0%	8,733	17.7%	78,036	42.7%
宮崎	54,859	44.5%	33	0.0%	3,838	9.4%	58,730	35.8%
鹿児島	65,400	34.2%	0	0.0%	5,094	7.8%	70,494	27.5%
沖縄	66,034	52.5%	0	0.0%	7,879	15.2%	73,913	41.6%
合計	4,239,924	38.3%	27,580	0.2%	501,543	12.2%	4,769,047	31.5%

② 保健指導

【被保険者の保健指導】

生活習慣病予防健診（特定健診）を受けた後に、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活習慣の改善が必要な方には特定保健指導を行っています。また、併せて特定保健指導に該当しない方で保健指導を希望される方にも保健指導（以下「その他の保健指導」）を実施しています。

被保険者に対する 21 年度における保健指導の実績は、特定保健指導が初回面談 127,092 人、6 カ月後評価実施 44,440 件、その他の保健指導が 341,603 人となっています。それぞれ 20 年度に比べると初回面談 51,168 人、6 カ月後評価実施 37,437 件の増加、その他の保健指導 198,466 人の減少となっています。実施率についても、4.8%と目標（32.7%）を下回りました（各支部の状況は図表 4-22 のとおり）。

前述のとおり協会の事業所は中小零細企業が多く、事業所の 6 割が従業員 5 人未満、4 分の 3 以上が従業員 10 人未満となっています。また、支部の拠点が都道府県で 1 カ所であるのに対し、事業所は山間部や島しょ部を含め、都道府県内にくまなく所在しているため、構造的に効率的な保健指導が難しいことが目標を下回った原因の一つと考えており

（21 年度の実績では、保健師一人当たり一日に概ね 1.5 事業所を訪問して、平均 6.8 件保健指導を行い、このうち特定保健指導対象者は 2.3 人となっています。）、今後、目標の実施率を達成しようとするためには、事業の効率化を図るとともに、保健師の増員が必要となります。

なお、保健指導の実施については、これまで健診で保健指導の対象となった方以外の事業所の従業員の方も含め、事業所で保健指導を希望する方を対象に実施してきました。20 年度から特定保健指導が始まってからも、保険者としての加入者向けのサービスを一気に変更することが難しく、指導の対象を事業所の従業員の中の特定保健指導の対象となる方に限定せず、特定保健指導と特定保健指導対象者以外の方向けの一般の保健指導（図表 4-19 では「その他保健指導」）を訪問した事業所で併せて実施してきました。図表 4-19 に見るとおり、一般の保健指導は減ってきていますが、事業所側の希望もあり、なお多く実施されています。特定保健指導を伸ばしていく上で、一般の保健指導、すなわちメタボではないが健康のために保健指導を受けたい加入者の方への指導について、どうするかが課題となっています。

21 年度は、保健指導を円滑かつ適切に提供できる体制を整備するため、宮城、岐阜の 2 支部でモデルケースとして病院等への外部委託を行いました。その成果を踏まえ、22 年度については 26 支部で委託を予定しています。

この他、都市部を中心に保健師の採用希望者数が少なく、大幅に欠員が生じていることから、22 年度の取組としては保健師のみならず管理栄養士の雇用についてのモデル的な実施や、IT を活用したメールでの相談による効率的な保健指導の実施に取り組みます。

【(図表 4-19) 被保険者の保健指導の実績 (21 年 4 月～22 年 3 月) (速報値)】

		20 年度	21 年度	増減
特定保健 指導	実施率	0.9%	4.8%	3.9%
	初回面談	75,924	127,092	51,168
	6 カ月後評価	7,003	44,440	37,437
その他保健指導		540,069	341,603	▲198,466
保健指導体制 (保健師数)		607	628	21

【参考】保健指導事業実績等 (17 年度～19 年度)

(指導件数)

	17 年度	18 年度	19 年度
個別相談	541,150	611,152	655,823
集団指導	40,475	42,712	44,005
計	581,625	653,864	699,828

【(図表 4-20) 保健指導保健師の配置状況 (22年3月末時点) (速報値)】

	定数	配置数	欠員
北海道	30	22	8
青森	14	14	0
岩手	13	12	1
宮城	15	14	1
秋田	12	13	-1
山形	17	17	0
福島	19	18	1
茨城	13	12	1
栃木	10	9	1
群馬	13	12	1
埼玉	15	12	3
千葉	17	16	1
東京	26	19	7
神奈川	19	17	2
新潟	17	12	5
富山	14	13	1
石川	10	10	0
福井	11	11	0
山梨	10	9	1
長野	21	20	1
岐阜	15	11	4
静岡	14	11	3
愛知	16	17	-1
三重	11	11	0
滋賀	17	13	4
京都	17	16	1
大阪	22	12	10
兵庫	18	18	0
奈良	9	8	1
和歌山	7	5	2
鳥取	12	12	0
島根	11	9	2
岡山	16	10	6
広島	25	23	2
山口	15	15	0
徳島	8	8	0
香川	10	10	0
愛媛	8	7	1
高知	9	8	1
福岡	24	23	1
佐賀	12	10	2
長崎	16	16	0
熊本	18	15	3
大分	15	15	0
宮崎	18	17	1
鹿児島	15	12	3
沖縄	16	14	2
合計	710	628	82

【被扶養者の保健指導】

被扶養者に対する 21 年度における保健指導の実績は現在集計中ですが、速報値では、特定保健指導が初回面談 812 人、6 ヶ月後評価実施が 224 件となっています。20 年度と比べると初回面談 700 人、6 ヶ月後評価実施 224 件の増加となっています。実施率は 0.4% と大きく目標 (26.2%) を下回ってしまいました。被扶養者の保健指導が低迷している要因は、自己負担額が生じるといった問題、保健指導機関の所在地の問題など、様々な観点から分析を行う必要があると考えており、早急に実態把握に努めてまいります。

【(図表 4-21) 被扶養者の特定保健指導の実績 (21 年 4 月～22 年 3 月)】 (速報値)

	20 年度	21 年度	増減
実施率	0%	0.4%	0.4%
初回面談	112	812	700
6 ヶ月後評価	0	224	224
保健指導体制			
積極的支援実施機関	7,717	6,337	▲1,380
動機づけ支援実施機関	11,750	12,960	1,210

【(図表 4-22) 各支部における保健指導の実施状況(速報値)】

	被保険者			
	初回面談		6ヶ月後評価	
	件数	実施率	件数	実施率
北海道	7,396	15.9%	1,141	2.4%
青森	2,991	24.1%	1,012	8.2%
岩手	2,339	24.2%	839	8.7%
宮城	3,818	16.4%	698	3.0%
秋田	1,671	16.6%	262	2.6%
山形	2,413	17.4%	758	5.5%
福島	7,053	32.9%	3,168	14.8%
茨城	2,150	13.8%	1,098	7.0%
栃木	2,751	20.8%	1,153	8.7%
群馬	1,633	10.1%	491	3.1%
埼玉	2,145	10.0%	624	2.9%
千葉	3,389	18.2%	1,263	6.8%
東京	2,939	3.5%	214	0.3%
神奈川	3,750	11.3%	734	2.2%
新潟	2,802	10.9%	487	1.9%
富山	1,489	10.6%	313	2.2%
石川	1,926	16.7%	802	6.9%
福井	1,482	17.8%	482	5.8%
山梨	1,399	16.2%	503	5.8%
長野	5,094	31.8%	2,466	15.4%
岐阜	3,141	18.0%	1,051	6.0%
静岡	2,619	10.5%	793	3.2%
愛知	3,494	7.2%	811	1.7%
三重	1,944	13.4%	871	6.0%
滋賀	1,222	13.9%	219	2.5%
京都	1,713	7.5%	622	2.7%
大阪	1,913	4.1%	417	0.9%
兵庫	3,129	9.4%	890	2.7%
奈良	1,106	16.9%	452	6.9%
和歌山	880	11.6%	453	6.0%
鳥取	1,603	29.7%	570	10.6%
島根	2,341	24.9%	520	5.5%
岡山	2,960	15.7%	1,305	6.9%
広島	3,910	14.5%	1,622	6.0%
山口	2,155	20.5%	925	8.8%
徳島	1,570	23.1%	755	11.1%
香川	3,877	37.8%	2,329	22.7%
愛媛	1,625	10.1%	1,075	6.7%
高知	1,590	16.7%	955	10.0%
福岡	2,553	5.0%	1,062	2.1%
佐賀	1,827	23.5%	737	9.5%
長崎	1,959	16.8%	651	5.6%
熊本	3,079	15.0%	1,828	8.9%
大分	2,700	17.5%	675	4.4%
宮崎	5,354	46.3%	1,916	16.6%
鹿児島	3,202	21.0%	1,377	9.0%
沖縄	2,996	17.1%	1,051	6.0%
合計	127,092	13.9%	44,440	4.8%

(2) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

① 健康づくり推進協議会

保健事業を推進するため、各支部において、加入者・事業主・学識経験者を交えた「健康づくり推進協議会」などを設置しました。これにより、地域の実情を踏まえた保健事業の全体像や、中長期的な展望を検討していくこととしています。

また本部においても、22年度に保健事業推進検討会を設置し、協会における保健事業の中長期的な方向性について検討を行っています。

② パイロット事業

保健事業の効果的推進を図るため、11の支部と本部が共同で、健康保険委員を通じた事業所における健康づくりや、特定の生活習慣病に重点を置いた健康づくり等をパイロット事業として行いました。その成果は22年5月に最終報告を行い、各支部に情報を提供し、効果的な事業については、各支部において展開することとしています。

③ 各種事業の展開

健診や保健指導のほか、生活習慣病予防などの健康づくりや肝炎・エイズ等に関する知識の普及や啓発に取り組んでいます。各支部において、地域の実情を踏まえ、支部独自の取組として、健康運動指導士などによる生活習慣改善等のプログラムを作成して行う一次予防を中心とした健康づくり事業、電話による健康相談、歯科保健、禁煙支援、健診や保健指導の結果を分析し効果的なアプローチができるよう検証を行う等の各種事業を実施し、総合的な保健事業を推進しました。

また、保険者協議会及び地域・職域連携推進協議会などを通じて、他の保険者や都道府県等との連携の強化を図りました。21年度は、23支部において府県の医療費適正化に関する検討会等に委員として参加しました。また、各都道府県における保険者協議会の現状や問題点等を取りまとめ、協会の意見として保険者協議会中央連絡会へ提出しました。保険者協議会中央連絡会では、協会等から提出された意見を集約し、「保険者協議会活動と方策について（中間報告）」を取りまとめ、今後の保険者協議会のあり方の検討材料とすることにしました。